

需品が、蔣介石をして中共を壓迫するの具となるを恐れたからだ。重慶政權の内部には、米英依存に不満を抱く分子もあり、また蔣介石の拜米主義を非難するものもあつた。しかしラティモアの前のルーズヴェルトの特使カーリーや、ラティモアやその後の數々の米國使節が、その辣腕に依つて漸次米國の重慶内部に對する指導權を獲得していつたことは、事實である。現に大東亞戦争の起る以前、(昭和十六年夏頃)重慶は八中全會に於て決した長期持久戰に對應する體制整備に關し、米國から重慶に到着した蔣介石政治顧問ラティモア及び經濟顧問フォックス、その他の軍事専門家の力を借りなければ、どうにもならなかつたからだ。要するに米國躍起の援蔣運動は、大東亞戦起らずとしても、日本を屈服せしむるまでは繼續されたに違ひない。かくの如き露骨な敵性行爲を、單なる第三國の策謀としてわが國が終始看過するものと見送つてゐたのは、アメリカ的増上慢の甚しきものであつたのだ。

(佐々木到一)

(184)

第二節 軍事的な援蔣行爲

相次ぐ反日援蔣の事實

支那事變の勃發以來、我が國が第三國の在支權益を尊重し、作戰上の不利不便を忍んでまでもその保全に努めたにも拘らず、彼等は却つてこれを奇貨とし、租界を支那の抗日陰謀團の策源地として提供し、金融の攪亂、テロ行爲、スパイ宣傳等のあらゆる利敵行爲を公々然と使喚または援助して、莫大なる便宜を重慶側に與へた。加ふるに米英は租界工部局の實權を握り、警察權を反日、援蔣に動かし、傍若無人に振舞つて、事實上すでに當時から敵國だつ

(185)

たのである。

支那派遣軍の勢力下にある鐵道線路に、或ひはまた我が糧秣器材の集積倉庫に、人民雜沓の盛り場に、それ／＼仕掛けられた精巧なる爆彈の出所が明白であつても、日本は隱忍した。國際保管下に置かれた敵國現金が運び出される事が分つてゐても、米英汽船への臨檢が憚られた。抗日暗殺團を庇護し、犯人の引渡しをも拒んだ。なかんづく我が派遣軍の將兵をして切齒扼腕せしめたのは、ユニオンジャックと星條旗の庇護下に設けられたトーチカと砲臺とであつた。北支作戰の際、日本の前面の敵は米英煙草會社所有のジャンク内に逃げ込んでそこから我が軍を狙撃した。江南作戰に於ても到る所に、さうした憎むべき敵性（當時は敵國同様でありながら、まだ敵と呼ぶことは許されなかつた）の旗が翻り、敗殘兵は競つてこれに逃げ込んで服裝を變へてゐた事實もある。しかし極度の憤激に堪へながらも、それに手を付けることは控へたのである。作戰地の只中に乗用車を驅つて撃たれた英大使、支那兵を満載して砲撃された米のバネー號事件など、すべてその非は先方にあつて彼等としては一言半句も言ひ分はなかつた筈であるにも拘らず、彼らはその都度傲岸にも抗議し、我が軍

(186)

はそれを隱忍した。我が軍は眞に忍び難き隱忍をつねに餘儀なくされてゐたのである。

國際化した支那、殊に敵性第三國を露はに敵陣營に眺めつつ、これに一指をも染めない作戰の煩累は、思ひ出すだに鬱陶しい限りであつた。もし假りに支那事變の起つた當初にあつて、我が國が斷乎たる方策に出ることが出来たならば、支那の沿岸は忽ち封鎖され、援蔣物資は一ジャンク船と雖も拿捕または撃沈されてゐたであらう。更に、敵性米英の後援なきに於ては、たとひ事件が勃發したとしても、それは過去に於けるが如く局地に於て解決され、従つて支那は今日の如く分裂することなく、大東亞共榮圈の一環として公々然と登場すべき機會が與へられた筈である。

ところが、我が軍の寛大な處置に依つて、支那の沿岸には到る所間隙が生じた。この間隙から敵性米英の援蔣物資が間斷なく支那奥地に流入し、重慶側はこの代償として、彼等の必需品を輸出した。江西、湖南省境一帶に、世界第一にして支那全產出額の九割に達するタンゲステンとアンチモンの鑛脈がある。蔣介石はこの地域を最重要なる戦區に編入し、長子蔣經國をその司令に任じた。經國は嘗てモスクワ留學中、父蔣介石の宋美齡との結婚と、共產黨

(187)

彈壓とに反對して絶縁狀を親父に叩きつけた男である。このタンゲステン鍍が、抗日重慶の金穴として米國に輸出せられた。その他桐油、絹、豚毛、卵粉が輸出され、これに代つて飛行機、戦車、ガソリン、大砲、自動火器などが輸入されて、我が多數の將兵を仆した。米英は商賣上の利益を得ると同時に、日本の戦力を消耗させるために狂奔したのである。

(188)

米國のひたすらなる空軍援助

蒋介石は二十年以前、ボローチン、ガリンなどのソ聯人を師として革命戰術を學んだ。それらの中にゲリラ戰法とソ聯式築城がある。間接にはまた中國共產黨から所謂焦土戰術を受け繼いだ。次いでドイツ人パウエル大佐を聘して軍制の改革と、上海、南京に亘る大築城地域の設定に指導を受けた。但しドイツは支那事變起ると共に、一切のドイツ人顧問を引揚げてゐるが、ソ聯の飛行機と操縦士は、支那事變以後に現はれてゐる。しかしこれもその後、

IMT 547

日ソ中立條約の結果、本國に引揚げた。

米國の空軍援助は、これに繼いで登場したものである。昭和十六年はじめて米英將の軍事合作が具體化し、同年五月、比島米空軍司令官クラゲット少將がルーズヴェルトの特使として重慶を訪問し、その結果米國は重慶空軍再建を援助するため、力を盡すことに決し、約二百名の米人航空士が重慶の戦線に参加するに至つた。これらは輕業團出身者を含む豫備軍人であつたといはれるが、もとより報酬目當ての應募者であつて、重慶空軍の増強となるどころか、忽ち我が航空部隊のため撃碎され、重慶側からさへ重視されず、龍頭蛇尾に終つた。しかし大東亞戦争が起つて以來、米國の重慶援助はさらに本格的とならざるを得なかつた。空軍もまた改組強化され、在支米空軍司令官としてアーノルドが任命され、本年に入つてこの在支米空軍を第十四航空部隊として獨立させ、代將シェノートなるものを新司令官に任じてゐる。

陸軍省報道部某少佐の發表に依れば

『南方要域悉く日本軍の手に歸し、東亞から總退却せざるを得ないことになつた米國とし

(189)

IMT 547

ては、日本に對し執り得べき戰術としては、重慶軍、殊にその空軍を増強して、對日ゲリラ戰を實施することあるのみである。所謂空軍による對日第二戰線の結成である。即ち從來重慶から米英に援助を哀願し、僅かに送られてをつた米空軍なるものは、今ではその性格を一變して、米英自身のために必要な第二戰線的役割を持つこととなつたのである。従つて米國軍備の充實に伴つて派遣される飛行機も漸次増加してゐる。現に昭和十七年六月下旬以降、同十一月中旬までに我が占領地區へ二十五回も敵機が襲來した。勿論我が航空隊はその都度これを撃退し、既に敵機五十機を撃墜破してゐるのである。

米國から重慶側に送られる飛行機は、今のところ、南米ブラジルの東端ナタールから大西洋を横斷、アフリカのダカール邊を通つて西亞へ出て、西亞から印度經由、重慶に出て來るものが多いであらうと思はれる。同十二月現在、活動中のものが百數十機であり、これに重慶空軍のを合せて目下大陸における敵勢力は約二百五十機内外と推定されるが、右の機数は今後も引続き増加するものと豫想される。今後にはわが占據地の要點、さらに進んでわが本土にまでも空襲を企圖すること、萬なしとはいへぬ。また支那大陸戰線の

一翼をなすビルマ及び佛印方面にも敵機が現はれてゐる。目下印度における米英軍は印度軍と合し地上兵力約五十萬、飛行機約五百と判斷されるが、なほ逐次増強されてゐる模様である。ビルマ方面陸軍部隊は西部國境方面で英印軍と接觸し、東部は概ね怒江の線で十數ヶ師の重慶軍と相對峙してゐる。將來米英空軍の増強により、この方面の航空戰闘はさらに激烈となるであらう』

前米空軍司令官アーノルドが、最近重慶に來て蒋介石と密談したと傳へらるゝのも、その目的が日本空襲にあるものと想像してよからう。

次から次へと潰された援蔣路

蒋介石の今日までの抗戰繼續は、徹頭徹尾米英などの外力依存であつて、いはゆる援蔣ルートに依つて武器、軍需品、生産資材、生活必需品などの援助を仰いでゐたのである。大東

亞戰爭以前にあつては、上海、香港は共にこれら援蔣物資最大の導入口であり、支那沿岸からは到る所密輸入が行はれ、またラングーンよりビルマ、雲南を経ての滇緬公路からは、公然と物資が送られてゐた。然るに大東亞戦争起ると共に、上海、香港、ラングーンは忽ち陥落し、重慶への輸血路の大部が潰滅した。蔣介石政権のみならず、これを援助する米英勢力没落の新たなる過程である。

米英の軍事的援蔣行爲は、過去五年間に於ける我が援蔣路遮断作戦を回想することに依つて、その輸血路を察することができよう。即ちこれを年次的に掲ぐれば左の如し。

昭和十三年一月十二日 バイアス灣上陸、廿一日 廣東占領、粵漢線遮断

五月上旬 廈門占領。六月 南澳島攻略(海軍部隊)

昭和十四年二月 海南島作戦、四月中旬 戡定 六月廿一日 汕頭占領 十一月 廣西

省南寧作戦、十五日 北海上陸、廿四日 南寧占領、十一月廿一日 佛印國境龍州、鎮

南關占領。海軍部隊の海上封鎖、温州、福州、泉州、銅山港、詔安、汕頭、興化、三都

澳、沙堤浣、海門、湄州等の諸港灣閉鎖。海南島、汕頭、舟山列島、中山縣、欽州灣等

の諸島嶼占領

昭和十五年二月 浙東作戦、一月、第二次同上二月

佛印國境作戦、六月より七月に至る。佛印當局の援蔣物資輸送禁止、我が監視團の派遣。

九月廿三日皇軍佛印北部平和進駐

沿岸封鎖宣言、第一次(七月十五日)第二次(八月十日)第三次(十二月廿三日)第四

次(十六年三月十五日)第五次(三月廿四日)第六次(四月廿九日)第七次(六月十四

日)

以上の封鎖は浙江省以南に於ける數多の海灣に對し、第三國を含む一切の船舶の出入を逐次地域的に禁止したるもので、これに伴つて陸海軍部隊の作戦が行はれた

昭和十六年二月 香韶ルート遮断作戦、二月、淡水、蘇浦を占領、香港——韶關ルート遮断。

西南支封鎖作戦、三月廣東南部海灣の占領

浙江作戦、四月 黄巖、温州、寧波、諸賢占領

以上の外、昭和十五年七月十五日英國との間にビルマ及び香港よりの援蔣物資の禁絶協定

が締結されたが、同年十月十八日の期限満了を以て禁絶を解いてゐる。

輸入物資の數量の算定は容易でないが、昭和十三年一月廣東占領に依つて、日量九千噸の輸送能力を持つ粵漢線がその機能を喪失したことは、重慶の最苦痛とするところであつて、爾後重慶は南支沿岸の小海港及び佛印並びにビルマ・ルートを以てこれに代らしめてゐたが、昭和十五年六月に於ける佛印ルート遮斷の直前、對重慶物資輸入は一ヶ月三萬五千噸と推定され、その内譯は

佛印	一五、〇〇〇噸
ビルマ	一〇、〇〇〇噸
西 北	五〇〇噸
南支沿岸	六、〇〇〇噸

佛印ルート遮斷後に於ける輸送量は遮斷前の約四分の一と推定せられ、その内譯は

ビルマ	六、〇〇〇噸
西 北	八〇〇噸
南支沿岸	一、〇〇〇噸

昭和十七年ラングーン陥落後、重慶戦力の衰退を具體的に語る缺乏物資は、一般軍需品の外、石油、ガソリン、薬劑、通信器材、衣料品、自動車、金屬及び金屬製品、機械及び工具等であつて、ビルマ・ルートを月額一萬六七千噸（全輸入の七割）失陥前の額は少くも一萬噸、このうち武器及び軍需資材は四千噸を重慶に輸送したといはれてゐる。また米國の武器貸與法に依る對英、對ソ、對重慶のうち、重慶の分は昨昭和十七年度に於て一億五千六百萬ドルにして、うち五〇パーセントはなほ印度に殘留してゐるといふ。そして重慶側の輸出物資は錫、タンゲステン、アンチモニー、桐油、茶、豚毛などであつた。

今や重慶政權の米英から附與を受けた莫大なる借款も、物資輸入杜絶に依つて大いにその價值が低下し、香港、上海並びに南洋華僑を失つて、内債の消化の如きは思ひも寄らぬところであり、諸建設事業は不能となり、西北開發は停頓し、物價は昂騰して悪性インフレとなり、財政は益々窮況に陥るに至つたのであるが、過去に於ける米英の援蔣物件が以上の如く尨大なる數量に上つてゐたことを忘れてはならぬ。重慶政權は支那事變後、各種の工業を内地に移轉し、現在、彈藥及び兵器の小部分品は自給自足しつゝ、あると察せられるのである

が、原料輸入の杜絶に因り、それすら今後更に窮する筈であり、況や飛行機、大小火砲の如きは、絶対に補給難に陥るべきこと火を賭るよりも明かである。

(佐々木到一)

(196)

第三節 米英の借款供與

英國のなした借款

英國は事變勃發前から、支那の法幣制度實施を指導し、財政的に蒋介石政権との間に腐れ縁を結び、同時に鐵道利権の獲得に乗出してゐた。事變の勃發するや、急速にこの借款談を纏め上げ、七月二十日に廣梅鐵道借款三百萬ポンド、八月三日に浦信鐵道借款四百萬ポンド

IMT 547

に關する正式調印を終り、かねて交渉中であつた二千萬ポンドの幣制借款についても、主義上の成立を認めて既成事實としたが、本契約はこれを他日に譲り、資金の受渡しは行はなかつた。爾來蔣政権の借款申入れに對しては容易に諾否を決せず、日本の對英態度とにらみ合せて孰れかに決定せんとする態度を示しつゝあつたが、宇垣・クレイギー會談が失敗に歸し、東亞新秩序建設に關する近衛聲明が發表せらるゝや、昭和十三年(一九三八年)十二月八日に至り、現行輸出補償の限度五千萬ポンドを、七千五百萬ポンドに引上げることと、これとは別勘定に兵器類の輸出に對し、一千萬ポンドを限度として補償を與ふるの案を議會に提出し、これによつて蒋介石政権に財政的援助を與ふるの途を開いた。

この案に關し、チェンバレンは、十二月十九日下院に於て『米國の對支信用許與は、米國品の對支輸出を助長せんとするものなるやに諒解せらるゝが、英國政府も同様の方法により、英國品の對支輸出を助成し得れば、主義上頗る結構なりと考へてゐる。従つて新輸出補償法成立の上は、この問題を同情的に考慮することになるであらうが、差當り政府は支那事變の成行を注視し、公正妥當なる條件を以て、戦局を終結せしむべき機會の到來を待つてゐる』

(197)

IMT 547

る」と説明してゐる。然も當時蔣政権は、外資を獲ることの焦眉の急に迫られ、本案の上下兩院通過を待つてゐられない事情にあつたので、英國政府は取敢へず輸出信用法の下に設定せられた資金中から、五十萬ポンドを割いて、支那が英國から購入するトラックや石油の當座の代金を支拂はしめた。

さらに我が軍の戦果頻りにあがると共に、北支、中支にそれ〴〵新政権の成立を見、北支には聯合準備銀行、中支には華興商業銀行が設立され、いよ〴〵法幣の運命危しと見るや、英國は遂に法幣安定資金の設定に乗りだすこととなつた。昭和十四年（一九三九年）三月八日、サイモン蔵相は下院に於て聲明して曰く

「法幣の安定は英支間の財政的、經濟的關係に鑑み、英國にとつて極めて重要性のある問題である。國民政府は商取引上の法幣の流通性を維持し、そのポンド價値の低落阻止に相當の成功を収め、また長期間に亘つて相當安定した水準を維持して來た。重慶政府は英國政府に對し、現行通貨政策維持の意圖並びに同政策の一部として、從來の準備金の外に、二千萬ポンドの安定資金の設定を希望する旨通告して來た。重慶政府は支那の二銀行

に五百萬ポンドを支出するやう勸告し、同時に英國銀行である香上銀行、麥加利銀行に殘半の五百萬ポンドを提供するやう慫慂して來た。さうして右兩英國銀行は、この資金滯澁に際して、英國銀行の蒙ることあるべき損失を、英國大蔵省が補償することになるならばといふ條件の下に、これが提供を承諾した。法幣安定資金の有効期間は、一ケ年であるが、その後も合意により、六ヶ月延長し得る取極である。英國政府は、法幣安定資金の設定を歓迎し、その操作に成功すれば、支那に於ける貿易及び企業に對して、實質的援助を與ふる結果となるものと信ずる。従つて大蔵省は、英國銀行の要求する保證に關する法案が、議會を通過することを條件に、右の保證を與へることとした。よつて來週早々政府は議會に對し、以上の協定實施に必要とする法案を提出する考へである」

本法案は三月十五日に下院に提出されたが、それによれば、出資分擔は、香上銀行三百萬ポンド、麥加利銀行二百萬ポンド、中國、交通兩銀行五百萬ポンドとして、この資金運用のために委員會を設け、中國、交通兩銀行代表者二名、香上銀行、麥加利銀行代表各一名、香上、麥加利兩銀行承認の下に、英國大蔵省の承認を得て、重慶政府の任命する英人専門委員

一名によつて組織せらるゝことになり、完全に英國が支配權を掌握するの組織であつた。

この法案は、三月二十二日下院、同二十九日上院を通過し、實施せらるゝ運びとなつたので、香上銀行は總支配人グレーバーンを、麥加利銀行もまた總支配人カミッチを、中國銀行は董事員崧謀を、交通銀行は常務董事唐壽民を委員に擧げ、他の一名は嘗てリース・ロスの下に法幣制度實現に參畫したことがあるロチャースが任命され、英國は五百萬ポンドを貸付けることによつて法幣支配の實權を握るに至つた。

その後、歐洲戦争が勃發したので、英國は支那では若干日本と協調的態度を示すため、從來の援蔣政策を幾分轉換するかに見えたが、我方が英國の期待に反して日獨伊三國同盟條約を締結するに至つたので、英國は再びその方針を轉換して蔣政權擁護となり、昭和十六年（一九四一年）十二月十日には一千萬ポンドの借款を供與することとなつた。

この一千萬ポンドの借款中五百萬ポンドは法幣安定資金の追加であり、支那にあるポンド貨を、ポンド・ブロック内に於てのみ使用することの條件が付せられ、殘額五百萬ポンドは、各自治領から蔣政權に對するクレヂットの形で供與されることとなつてゐた。英國が財政困

難の中にあつて、特に工面してまで支那の借款に應じつゝあつた實情を窺ふに足りよう。

その後、大東亞戦争勃發後、米國が五億ドルの對蔣借款に應ずるや、同一時期にイギリスもまた、五千萬ポンドの借款に應ずることとした。然しこれは米國の借款供與に單に調子を合せただけのセスチュアで、實行不可能に終るものであらうと見られてゐる。

對日報復としての米國借款

一方米國は、支那事變後蔣政權が米國に現銀を引渡すことによつて、ドル資金入手に努めると共に、借款の供與を得べく百方努力したが、當初は容易にこれに應じなかつた。そこで昭和十三年（一九三八年）九月、上海儲蓄銀行總經理陳光甫、中央銀行董事席德懋の一行が經濟使節として渡米、財務長官でユダヤ人であるモーゲンソー及びその助手アーサー・ラヘッドやハリー・ホワイトと交渉を重ねること三ヶ月で、十二月十六日に至り初めて二千五百

萬米ドルの借款契約の成立を見た。十二月二十日に、この借款契約の當事者である復興金融會社社長ジョーンズはその内容について

「復興金融會社は輸出入銀行に對し、同行がニューヨークのユニヴァーサル・トレーディング・コーポレーションに二千五百萬ドル以内のクレジットを許與することの權限を付與した。右資金は米國産の農産物及び製造品を支那へ輸出するために使用せらるべく、この貸付については中央銀行の元利拂に關する保證があり、その期限は五ケ年、必要に應じて限度までの貸出が行はれる筈である」と發表してゐる。

この借主たるユニヴァーサル・トレーディング・コーポレーションといふのは、右借入金を資本とし、ニューヨーク州法人法により設立せられた米國籍の支那政府機關で、この借款によつて支那側が米國から購入すべきものとして、翌年二月六日に發表せられたところによれば

一、支那に於ける新設工場、殊に軍需品製造工場の設備及び機械類

二、奥地開發のために必要とする農業用機械類

三、ビルマ・重慶間の輸送路に使用するためのトラック

四、電信電話機械類

五、綿布類（兵用被服に用ふるもの）

といふことになつてをり、これが償還は、當時なほ蔣政權治下に確保せられてゐると稱せられた四川、廣西、湖南、湘江、貴州その他各省の桐油を以てせらるゝことに取決められてあつた。なほこの借款について注目すべきは、在支權益問題に關する米國の申入れに對して、我方が東亞の新事態を説いて拒否的回答を與へた時、報復的にこれがなされたことである。

次いで翌年三月に至り汪精衛の新政權が樹立せられんとするや、米國は三月七日を以て、同じく輸出入銀行を通じて、二千萬ドルの借款を、錫を擔保として供與すべきことが取極められ、併せてその借款によつて、支那に道路建設設備、トラック等が供給されることが發表された。更に昭和十五年（一九四〇年）九月我が軍が佛印に進駐するや、二日をおいて九月二十五日に、同様の方法によつて、價額三千萬ドルのタンクステンを引當に、二千五百萬ド

ルの借款が成立した。而して十一月に至つて日華基本協定成立し、我が國が汪政權を正式に承認するや、その日を期してルーズヴェルトは次のやうに發表した。

『米支兩國間の金融的協同の方面に於ける商議が進捗し、支那政府に對する一億ドルの信用供與が考慮せられつゝある。そのうち、一般的目的のための五千萬ドルのクレヂットは、政府に於て既に決定したが、米支通貨間の貨幣的維持及び管理の目的のため、爲替安定基金から貸與する五千萬ドルについては、議會の關係委員と協議中である。大藏長官は日曜日午後、上下兩院關係委員會の合同會議に出席し、中央銀行との通貨安定協定に關する提案について注意を喚起する筈である』

またこの日、聯邦貸付管理長官の大統領宛書翰には

『我が國防計畫中の緊急所要資材の購入に關聯し、復興金融會社の假會社たる金屬準備會社は、支那の資源委員會より引渡しを受くる時の市價に應じて決定せらるゝ價格を以て、今後數年間に引渡さるべき六千萬ドルのアンチモニー、錫、タンゲステンを購入することについて協議中である。支那の目下の財政問題に對應し、これを援助するため、輸出入銀行

は、更に支那に五千萬ドルを貸與することに同意した。この貸付は中央銀行保證の下に、前述契約による商品の引渡しを以て返済せらるゝ筈である』

とあつた。そして爲替安定基金から五千萬ドルを法幣安定のために貸與するの件は、十二月二日上下兩院關係委員會の承認を得たので、直ちに契約が締結せられた。

つひに五億ドルの大借款

その後日米の關係が次第に悪化し、遂に大東亞戦争の勃發となるや、米國は重慶に前衛的役割を勤めさせるため、昭和十七年（一九四二年）三月、五億ドルの大借款を重慶に供與するに至つた。これに關しルーズヴェルトが議會に與へた教書に曰く

『米國政府責任當局及び中國政府當局は、孰れも支那の經濟上、財政上の援助を増強すべきは刻下の急務にして、聊かも猶豫すべからざる旨の注意を喚起した。而して今次の對

支援助は金額に於ても、形式に於ても、既に議會に於て賛成を得たる限度を遙かに超過するものである。予は對支援助の強化は、支那の國內經濟の上に、また支那をして聯合國たらしめ、共同作戰の軍事効果を大ならしむる上に、貢獻するところ大なりと確信する』

なほ本借款を供與するに當り、ルーズヴェルトは特に蔣介石に電報を送つて『米國の對支借款は、支那に金融上の援助を與へんとするものである。この案を議會に提出するや議會は速かにこれを通過せしめた。これ實に未曾有のことで、全米上下齊しく熱烈なる支持を與へつゝあるがためである。尙このことたる米國政府及び人民が支那を尊敬し、支那を熱烈に仰慕する確證に外ならない。我が米國の眞摯なるこの願望は、必ずや切なる具體的援助となつて、自由を奪取するために大闘争を敢行しつゝある友人に與へられるであらう』

と齒の浮くやうなことをいつてゐるが、米國が重慶をその前衛として利用せんとするの意圖まさに歴然たるものがある。この借款に關する米支共同聲明によれば、この米國の財政上の援助によつてなさるべきものとして、幣制及び銀行制度の増強、生産事業への資本供給、

必需物資の生産促進と供給分配の確保、物價騰貴の防止、通貨膨脹の制止、食糧その他原料の買占防止、運輸及び交通機關の改造、支那人民生活、その他社會的及び經濟的措置の實行促進、軍事需要適應などが數へられてある。

袁梅因の「戰時我國中央與地方公債概況」によれば、重慶側は以上の外に、次の借款を米國から供與されたことになつてゐる。

借款名	發行期日	發行額(米ドル)	用途	備考
中美飛機公司借款	昭和十四年三月	一五、〇〇〇、〇〇〇	航空機及び發動機の購入	米國政府は私人借款と認む
中美滇錫借款	昭和十五年四月	二〇、〇〇〇、〇〇〇	米國農産品及び工業品購入	對米輸出の雲南錫賣價中より償還
三十年滇緬鐵路公債	昭和十六年七月	一〇、〇〇〇、〇〇〇	滇緬鐵路材料の購入	米國政府の同意を得、米國にて二分利付公債發行

これらの借款の累計額はまさに七億七百萬ドルに達し、擧げて米國からの抗戰資材の購入に充てられたものである。また兵器軍需品の購入については、ユニヴァーサル・トレーディング・コーポレーションと隣接して事務所を持つクリタリオン・トレーディング・コーポレーションの手を経て、昭和十五年十月初旬までに購入したものの三千二百萬ドルに上り、その

内譯として擧げられてゐるところは次の如くで、もつて一斑を知り得よう。

主要購入品	金額(千米ドル)
トラ ッ ク	四、三二八
オートバイ	八七
自動車修理工場設備	五一八
タクシー	(約)一、〇〇〇
ガソリン、石油、燃料油、潤滑油	四、三二四
電話機	一、〇〇〇
ラジオ	六二六
鐵及び鋼製品	一、五〇〇
アルミニウム、銅、眞鍮及其他非鐵金屬	三、〇〇〇
カーキ服地	四二五
綿製毛布	一、一七五
化學藥品、醫療器具	七二五
道路工用機具	六五〇
一般的機械設備	二〇〇

(松本忠雄)

第四節 國共合作をめぐる策謀

苦惱の連続たる國共合作

西安事件後の國共提携は、中國共產黨の階級闘争の止揚、土地沒收政策の廢止、赤化暴動政策の放棄などを基礎とし、紅軍の國民革命軍への改編、中共の三民主義信奉並びに蒋介石擁護などの積極的意思表示によつて成立せるものであつたが、蘆溝橋事件が突發した當時は、まだこの國共兩黨の間には、なほ意思の疎隔、見解の相違が非常に大きかつた。中でも

最も深刻に對立してゐたのは、共產黨の組織を完全に解體して、一切を國民黨に容納することと、共產黨の改編部隊の師長以下の長官及び各級政治部の責任者を、國民黨側より派遣することといふ二つであつた。これは國民黨側の要求であつたが、中共はこれに絶對反對して譲らなかつた。中共側としては、國共兩黨の合作は並立、平等を建前とする兄弟的關係であつて、屈伏や服従ではない。従つて黨組織も現存し國民革命軍に改編されても、人事機構などは中共の特色を發揮して抗戰の効果をあげべきである、といふのである。従つてこの兩者の意見は完全に對立するものであつた。

しかるに蘆溝橋事件は支那事變となつて、日支の全面戦争にまで發展し、蔣政權としては大きな危局に當面した。即ち對日抗戰體制を急速に整備するためには、まづ一切の國內對立を解消し、併せて與國の獲得に努力せねばならない。ところが、中共の背後にはソ聯がある。ソ聯は表面中共の政策に關與しないとはいへ、その實ソ聯の意思は即ち中共の意思であり、中共を彈壓し除外しては、ソ聯の支持を獲得することは殆ど不可能である。故に蔣政權は、つひに大半中共の意向を容れて、國共合作を成立せしめねばならなかつたのである。し

かしこの國共合作は、中共の黨組織を急激に發展せしめると共に、共產黨の絶大なる膨脹を來さしめた。秘密な黨組織は大地を流れる水の如く浸透發展し、その後から八路军や新四軍が雪達磨のやうに膨れながら擴大して行つた。

共產黨の抗日戰爭原則を一言にしてつくせば、「游して撃たず」といふことであつた。それは日本軍の精銳・強大なる武力を極力回避して、自派勢力の損耗を出来る限り僅少にするといふ實力保存主義なのである。従つて中共は、たとひ蔣介石の命令でも、重慶軍事委員會の軍令でも、自派に有利である限りは唯々として服従するが、もし都合の悪い命令だと、言を左右にして履行しようとしなない。この實力保存主義はやがて當然政權亂立主義となり、抗日の名稱を冠せる中共の地方政權が、その侵入地區に相次いで樹立された。即ち晋察冀・晋冀魯豫・晋西北・冀察熱・蘇魯豫等の邊區となつて、まさに燎原の火の如き旺んなる勢力となつたのである。それは國共合作の名目の下に、國民黨の地盤にも、乃至は社會、文化部門にも、積極的にその勢力を伸張せしめてきた。かくて抗日戰爭中において中共の黨組織を解體せしめ、共產黨を消滅せしめて黨員を融化するといふ國民黨側の意圖は、全く一個の空想

たるに過ぎなくなつた。こゝにおいての〇團、藍衣社を中核とする國民黨各派は積極的に制限共工作に没頭せねばならなくなつてきた。しかしこれは、必然的に國共兩黨の摩擦と相剋を激化するのみとなり、却つて統一團結を高唱し、摩擦分化に反對する中共側の民心獲得に利する結果となつたのである。中共の總書記張聞天（洛甫）は嘗てこの關係を目して『國共間の摩擦は民族統一戰線内部における階級闘争である』と道破した。かくて國共兩黨間の相剋は止まること能はざるものとなつた。

(212)

國共合作を繞る客觀情勢

日獨伊三國同盟締結直前の米英の對日外交は、さすがに慎重なものがあつたが、樞軸同盟が一たび實現するや、米英は從來の假面をかなぐり捨てて、完全な敵性を露呈するやうになり、最も露骨に、最も惡質に表現されてきたが、それは國共合作の中にも明白に眺めること

ができた。

例へば、英國まづビルマ・ルートを再開し、續いて米國は米支借款問題を再燃せしめる一方、ルーズヴェルトの個人的な代表としてカリーを重慶に派遣した。カリーの訪支行は、支那側の抗戰士氣を鼓舞し、對日抵抗を強化するのに最も僅少なる犠牲を以て最も甚大な効果を獲得するための探査であつたといはれる。米國はこの時既に、駐支大使ジョンソンをガウスと交替せしめてゐたが、その狙ひとするところは、ガウスの實業家的手腕によつて、米國の對支借款を抗日戰爭に活用せしめんとするにあつたことはいふまでもない。かくて米英支の對日包圍同盟説が盛んに喧傳されるやうになり、これを裏書する如く蔣介石は八中全會において、抗日支那の眞の盟友は米英であつて、日支問題も亦米英の歐洲戰爭における勝敗によつて決定される、と言明し、抗日支那の外援も米英が主であり、その他外國の援助を得ることは別である、と附言した。これは明かにソ聯の援助行爲の遅々たる態度に對する皮肉であつたのだ。

だが、ソ聯としては、國共の相剋に新四軍解散事件が重なつてきたので軍需武器の供給を

(213)

停止しつゝあつたのだが、かゝる秋に、日ソ中立條約が成立した。これはソ聯の蔣政権に對する反共反ソ政策への警告であると共に、米國への間接的威嚇も含まれてゐたのだ。ソ聯は米國の眞の腹中を知つてゐたのである。従つて蔣の反共はソ聯を脅威するに足らずとなし、却つて日本の北方の空氣を緩和することによつて、南進への行動を自由ならしめ、米國の驕慢なる態度に冷水三斗を浴びせたのである。しかし重慶側の反ソ反共態度は、これによつて少しも緩和されるところがなかつた。却つて從來中共が宣傳これ努めてゐたソ聯の對支援助なるものが極めて功利的であり、自己保全のためには支那の存亡など眼中にない態度を暴露せるものとして、一層支那側の感情を害したのである。C.C.團や藍衣社などの對ソ憎惡心は、中國共產黨に對する攻撃となつて倍加された。喧々囂々たる國民黨側の反ソ反共熱は、まさに激化の一途を辿らんとする相貌をさへ呈してゐた。

この抗日支那の内部的な動向を看取したのは米國であつた。米國はこの時期に反ソ態度を公開することは、徒らにソ聯を刺戟し、ソ聯の感情を悪化せしむるばかりであるとして、その賢明ならざることを重慶に勸告した。即ち日ソ中立條約がソ聯の援蔣行爲に何らの制約を

加へてゐない以上、支那としてはこれを論難すべきでなく、かへつてこの機會を利用して、ソ支通商協定を成立せしむべきであるといふのであつた。米國がかうした態度をとつたことには、次の如き理由があつたのである。即ち米國が蔣介石の抗日政權を援助しようといふのは、決して支那の勝利を希求するからではなく、日本を永く支那事變に釘づけておかうといふにあつた。従つて米國としては、日本の強引なる包圍陣突破作戦に逢着した場合、西北ルート以外の援蔣ルートは悉く切斷されることとなるので、蔣介石政權を壊滅せしめないためには、どうしてもソ聯よりする援蔣活路を保持しておかなければならない。そこでこれらのことを慮つて、ルーズヴェルトは蔣介石に支那側の對ソ空氣改善を勸告したのである。

ラティモアの登場と日米會談

これよりさき、重慶軍事當局者は極秘裡に國內の反ソ反共的氣運の高まれる情勢を利用し

て、中共問題の處理に着手すべく、西安において軍事秘密會議を開いた。これには何應欽をはじめ胡宗南、衛立煌、朱紹良、蔣鼎文らの高級將領が列席し、秘密の間に二十萬からの大軍を動員して、陝甘寧邊區の中共根據地を包圍し、外部との連絡を完封しようとの作戰を計畫した。これを早くも探知した周恩來は、中共の一大事とばかり大車輪の活躍をなし、駐支米英大使らにこの事實を密告したのである。そこで在支出先官憲よりこの報告に接したルーズヴェルトは、直ちに宋子文を通じて嚴重なる剿共戦中止要求を發出した。この内亂停止の理由としては、前述の如き眞意によることは勿論であるが、表面的には、もし國內に紛糾起らば不測の事變あるべく、かくては巨額の借款には應じ難いといふのであつた。これは重慶政府として最も痛いところなので、遂に蔣の手諭が下つて沙汰やみとなり、何應欽が自ら抗戦徹底の對米放送を行ひ、更に一ヶ月後（五月中旬）には改めて、米英の記者團に剿共軍事行動及び對日和平の意思はないといふ談話を發表して兎をつけたのである。さきに新四軍事件が勃發した時も、これを最も非難したのは米國の言論報道であり、特に何應欽がその元兇と目されてゐたので、かくは辯明役に引出されたのである。これによつて政策的に米國の對

支援助が增強されたことはいふまでもない。

國共兩黨の關係は、その後も風雨まさに到らんとするが如き危機を孕んでゐたが、かくの如き兩者の關係が依然として決裂に至らなかつたのは、米英兩國の陰の畫策が甚大であつたからである。既に觸れ來つた如く、米英は飽くまでも蔣政權の抗日戰爭の繼續を支持して、日本の行動の自由を牽制せんとしてゐた。その目的を満足せしむるためには、國民黨の中共剿討處理を抑制してゆかねばならなかつたのである。これは米國が中共を愛惜したり同情したりするためではなく、たゞ單に中共側の抗日意識と抗戰能力に期待したためである。一方中共の方でも、米英の援助なしには支那の抗戰は維持し難い實情を知悉してゐるので、なるべく米英の意を迎へる如く立廻り、國共合作の破綻を出來る限り回避せんと努めてゐたのである。

かゝるうちにも、日米關係は縷の如き斷續をつゞけてゐた。即ち米國は石油の一項目を對日禁輸品より僅かに除外して日本との斷交を避け、一方において着々包圍陣型の整備に狂奔してゐた。しかるに米國は、日本が佛印に進駐するや、直ちに在米日本資産の凍結を以て應

へ、遂に對日貨物禁輸品名公布となつて、まさに太平洋上の危機は、刻一刻加重を加へてきた。この形勢により、支那の對日抗戰は、米國にとつて更に一層重要なものとなつてきた。従つてもはや國共の摩擦相剋を、單なる支那内部の政治問題として放置することは許されない。國共關係をその場限りの情勢に任せておいて、事件が発生する度に局面を糊塗するだけでは、米國にとつて甚だ不安心になつてきた。そこでどうしてもルーズヴェルトの目となり耳となつて、絶えず國共兩黨の眞只中にあるものが必要となつてきた。オーウェン・ラティモアはかくて支那に派遣され、蔣介石の顧問となつたのである。

ラティモアは表面蔣介石個人の顧問たるにすぎないが、實際はルーズヴェルトの意を體して支那に赴いたものである。従つて彼の任務は、國共兩黨の對立が激化して、内戰を誘發するが如き事情を解決することであつた。反共の發動によつて、日支和平の傾向に嚮ふことを阻止すると同時に、抗日より一轉して、剿共に發展することをも防碍しなければならぬ。即ち出来るだけ對日抗戰を永びかせて、日本の軍事行動を支那に膠着せしめるために、國共合作の維持と團結とを圖らねばならなかつたのである。ラティモアはかゝるルーズヴェルトの

意向を満足せしむるには、蓋し適格者であつた。といふのは、彼は支那語に巧みであり、支那事情に精通し、しかも中共内に友人知己も多く、また工業合作社發起人の一人であり、太平洋學會の幹部でもある。ルーズヴェルトにとつては、まつたくおあつらへ向きの人物であつた。

しかし一方、重慶側にとつては、かくの如き支那通は好ましき存在ではなかつた。特に蔣介石を取りまく國民黨の首腦部には、まことに迷惑千萬なことであつた。彼等の間には、外國には勿論、蔣介石自身にすら知られては都合の悪い遣り繰りがあつた。それなのに、外國から蔣介石と通譯なしで直接話し合ひのできる支那通顧問が來るといふことは、たしかに有難迷惑に相違ない。そこでラティモアの赴任と同時に國共の摩擦を公開し、一種のラティモア不信認の態度を露骨に出した。しかしこれに對し米國々務省のスポークスマンは、七月二十日公然と

『米國は蔣介石の中央軍と共產軍が提携し、米國の援助武器を中國の内戰に用ひないことを企圖してゐる。蔣介石の新任顧問ラティモアの重要使命の一は、即ち中國々内の平和を

はかるにあり、現在ラティモアは既に重慶に到着した』

と発表した。これは押掛け女房式のラティモアの重慶入りは、國民黨側の好みに従つて中途から引返へすものではないといふことを、明かにしたものである。

ラティモアの赴任は、米國にとつて價值尠からざる効果があつた。米國の對支政策と中共の對蔣要求は、期せずして抗日戦争の繼續といふことによつて一致した。即ち中共は一切の反英米策動を停止し、米英ソ支の聯合合作を擁護する宣傳を開始するに至つた。目標こそ、米國が日本の南進を阻止せんとするに對し、中共は日本の北進を牽制せんとするものであつたが、とにかく日本を支那に釘づけさせることには一致してゐたのだ。

かくして戦亂を孕んだまゝで日米會談が開催されたのである。(この間の事情に關しては先に發行された第一分冊「米英挑戰の真相」を参照)この日米會談における重慶側の關心は絶大なものがあつた。しばし米國の重慶を犠牲にすることなからんことを哀訴する言論が發せられ、重慶の駐米使臣の暗躍も活潑であつた。米國も支、蘭、濠などの太平洋聯合國代表をワシントンに招致し、日米會談の實際と價值を彼等に知らしめ、彼等を使喚して對日包圍陣の結成に努めてゐた。

に努めてゐた。

この時、重慶側が米國より知らされてゐた見透しは、日本が中南支より撤退して汪政權の承認を取消し、北支を七・七事變前の特殊化状態に復すると共に、揚子江、珠江流域の日米英三國權益を均等とする。その半面支那側は滿洲國を承認し、日本の北支重要地點に於ける駐兵を認め、日支間の親善外交を復活するといふのであつた。米國の宣傳によつて、重慶政權は必らず米國は日本を壓迫してこれを屈服せしめ得ると信じ、「光榮ある和平」の到來を確信してゐた。従つて米國の重慶への要求は、日本の妥協を容易ならしめるため、國共關係を改善して國內の對立摩擦を解消し、更にソ支關係を調整すべきことであつた。これは米國が支那をも一枚加へてソ聯を引込み、對日恫喝の道具たらしめんとしたのである。これを眞に受けて、希望なき明日を期待せる抗日支那こそ、實に哀れなものであつたといふべきであらう。

はかるにあり、現在ラティモアは既に重慶に到着した」

と発表した。これは押掛け女房式のラティモアの重慶入りは、國民黨側の好みに従つて中途から引返へすものではないといふことを、明かにしたものである。

ラティモアの赴任は、米國にとつて價值尠からざる効果があつた。米國の對支政策と中共の對蔣要求は、期せずして抗日戦争の繼續といふことによつて一致した。即ち中共は一切の反英米策動を停止し、米英ソ支の聯合合作を擁護する宣傳を開始するに至つた。目標こそ、米國が日本の南進を阻止せんとするに對し、中共は日本の北進を牽制せんとするものであつたが、とにかく日本を支那に釘づけさせることには一致してゐたのだ。

かくして戦亂を孕んだまゝで日米會談が開催されたのである。(この間の事情に關しては先に發行された第一分冊「米英挑戰の真相」を参照)この日米會談における重慶側の關心は絶大なものがあつた。しばしば米國の重慶を犠牲にすることなからんことを哀訴する言論が發せられ、重慶の駐米使臣の暗躍も活潑であつた。米國も支、蘭、濠などの太平洋聯合國代表をワシントンに招致し、日米會談の實際と價值を彼等に知らしめ、彼等を使喚して對日包圍陣の結成に努めてゐた。

に努めてゐた。

この時、重慶側が米國より知らされてゐた見透しは、日本が中南支より撤退して汪政權の承認を取消し、北支を七・七事變前の特殊化状態に復すると共に、揚子江、珠江流域の日米英三國權益を均等とする。その半面支那側は滿洲國を承認し、日本の北支重要地點に於ける駐兵を認め、日支間の親善外交を復活するといふのであつた。米國の宣傳によつて、重慶政權は必らず米國は日本を壓迫してこれを屈服せしめ得ると信じ、「光榮ある和平」の到來を確信してゐた。従つて米國の重慶への要求は、日本の妥協を容易ならしめるため、國共關係を改善して國內の對立摩擦を解消し、更にソ支關係を調整すべきことであつた。これは米國が支那をも一枚加へてソ聯を引込み、對日恫喝の道具たらしめんとしたのである。これを眞に受けて、希望なき明日を期待せる抗日支那こそ、實に哀れなものであつたといふべきであらう。

第四章

米英の基地・租界問題

租界問題は、支那事變をして遂に世界戦争たる今次の大東亞戦争にまで發展せしめた重要な原因の一つとして、見逃すことの出来ないものである。租界問題に於てまづ闡明すべきは、租界制度そのもののうちに本來的に藏せられてゐた深き禍根である。さうした禍根があつたればこそ、支那事變を契機として租界問題を繞る米英の露骨な策動を見るに至つたからである。

(224)

對支進出の基點・上海租界

英國は古くから東印度會社の手を通じて、廣東において對支進出の機會を狙つてゐたが、阿片戦争の結果、一八四二年の南京條約によつて香港の割取に成功し、上海をはじめ寧波、福州、厦門、廣東の五港を開放せしむるに及んで、その活躍の中心を廣東より香港、上海へと移して行つた。これはいふまでもなく上海が、地理的には揚子江の門戸を占め、經濟的に

IMT 547

はその流域における豊富なる物資を集散し、更に水路の四通八達はこれらの物資に輸送の便を與へ、且つまた世界交通の幹線に位するといふ本質的な強味が齎らした當然の結果である。こゝに英國は一八四五年（弘化二年）租界を開設し、爾來莫大なる投資を惜しまず、營として對支發展の據點完成に努力を續けて來たのである。この間、幾度かの内亂、動搖に際會しながらも、よくその波及を制禦し、上海はますます繁榮の一途を辿り、一般外國人はもとより、支那人の來往も激増して、その結果隣接地域にはフランス租界の出現となり、また米國租界との合併によつて共同租界の建設となり、更に進んでは支那側財閥の本據とも化し、これらが相合して外支資本の離るべからざる關係をつくり上げたのである。したがつて、上海は政治的にも經濟的にも文化的にも、列國にとつて對支進出の基點となり、また支那における列國の代表的權益をなした。されば一九二六年（大正十五年）國民革命軍の北伐當時、長江流域をはじめ上海の危機が迫るや、漢口、九江、鎮江の各租界は放棄しても上海を死守せんと、はるく二萬の大軍を派遣した當年の英國の態度は、敍上の關係を最も端的に表はしたものと考へられる。結局、上海の盛衰は、支那全土における外國權益の消長を計

(225)

IMT 547

る一つのバロメーターとなつてゐたわけで、それ故英國及びこれと常に共同戦線上にあつた米國が、支那事變において再び上海を死守せんとしたのも、いはゞ當然のことだ。

支那事變の目的は、支那の獨立完成を支持しつつ、支那より歐米依存の誤れる思想を驅逐すると共に、歐米の侵略を防遏し、もつて日滿支を一體とする東亞新秩序の建設に邁進し、ひいては東亞諸民族永遠の平和を達成せしめんとするにあつた。しかるに、租界を據點とする米英は、たゞ舊秩序を維持し、己れらの既得權益を擁護せんとする一方的な利害に捉はれ、事變が上海に波及するや、あらゆる不法手段、不正方策を構へて、わが聖戰の遂行に多くの妨害を加へたのである。

租界をして援蔣排日の基地と化せしむ

昭和十二年八月以來、上海を舞臺とする日支の戦鬪開かれ、租界上空、黃浦江上、虹口、

閘北、或ひは南市などにおいてそれ／＼激烈なる交戦が行はれ、これがため租界内部の秩序が紊れ、またその被害が甚大となるや、租界當局は「租界は支那における内亂または戦争に際し、中立維持の權利あり」とする傳統的な觀念に基づき、頻々として我が國に強硬なる抗議を提出したばかりか、我が作戦の妨害をもなすに至つた。

しかし租界當局がかくの如き中立を主張することは、法律上にも慣行上にも何等根據がないことで、租界は本來國際法上の人格を有するものではなく、その認められたる權限も、單なる地方的、市政的事項を出ず、また中立の重要部分を占める外國軍隊の駐屯も、少くとも上海の場合は條約上の根據に基づくものではなかつた。しかも租界を中立化させるが如き條約乃至協定が締結されたといふことも嘗てない。

租界當局の唱へるところの中立は、極めて特殊なる状態に屬するもので、これを事實においてみても、今までしば／＼起つた支那の内亂に際して、租界當局がその都度中立的態度をとつたのも、決して支那側の承認を得たものではなく、却つて支那側は繰返しこれに反對してきたものであつた。従つて外國側の主張するが如く、租界の中立は決して「既成事實」で

はない。過去に於ける戦争の場合、支那側乃至外國側より、租界或はその附近を中立的状態におかんとする提議の出たことは事實だが、常に關係者の反對にあつて、完全な中立の行はれたる例はなかつたといつてよい。したがつて租界當局が自ら租界の中立を主張し得る權利などは毫もなかつた筈である。

しかも租界當局は、一方ではさうして租界の中立を主張しながら、租界が事變中常に蔣政權の敵中司令部、排日共産分子の根據地であつた實情に對しては、これを黙過して顧みなかつたのである。即ち、租界内における忠義救國軍、鐵血鋤奸團、蘇浙行動委員會、黨國軍枝隊、虹口工作隊、上海CC團特別隊等々兇惡なる排日テロ團の跳梁、華美農報、文瀾報、大美報、譯報、導報、大英夜報、大晚報、申報、中美日報、その他の排日新聞、雜誌の公然たる發刊、或ひは大厦、光華、交通、東吳、復旦、聖約翰、滬江、震旦、暨南などの有力なる諸大學の排日教育續行、蔣政權の國慶日、國恥日等にあたつての青天白日旗の掲揚、蔣政府の企圖する國民精神總動員運動の容認、舊上海市政府より委託せられた上海土地臺帳返還の拒絶、特區法院が依然として蔣政權の任命する裁判官を採用し、排日犯人を審理するが如き

不合理など、その事例はまつたく枚擧に遑がないほどの有様であつた。

支那に於ける租界は、その界内居住者が各國人を網羅してゐることから考へて、規模の小を問はず、また專管租界、共同租界の別なく、すべて一種の國際都市なりといふことが出来る。したがつて、その行政は、國際正義の精神に立脚して行はるべきが當然であるにも拘らず、實際は租界當局が彼等自身の國家的乃至個人的感情に左右され、偏頗なる政治的態度に出たことはしばしばであつた。過去においてもさうした事例は幾多あるが、支那事變に際しても、右のやうに租界が排日共産分子の根據地となり、租界當局は本國政府の政策を反映して明らかに排日投蔣的態度をとつた。かくの如きは租界の國際性を無視し、租界の存在をもつて國際紛争助長の具に供したばかりか、租界本來の權限をも逸脱したものといへよう。

さらに租界を通じて、幾多の經濟擾亂工作が行はれた。我が軍の占領下でありながら、法幣がなほ租界内に平然として流通してゐたのもその一つである。これがため租界に根據をおく香上銀行、チャータード銀行、ナショナル・シティ・バンクなどの米英系の有力銀行が、巨額の法幣援助資金を提供したことも事實である。また、華興銀行券に對する重慶側の暗躍工

作が傳へられたのも、一にこれら諸銀行の煽動、支持があつたがためにほかならない。更に、租界がその背後地に對する密輸出の媒介地となり、或ひは支那内地よりの密輸品を好んで受け入れ、租界内に外支合辦乃至蔣系會社工場の設立を援助したりしたのも、みな公然の秘密とされてゐるところである。かうして租界内には事變發生後、依然として二百數十の蔣系の工場が動き、引續き重慶政府實業部に登録して蔣介石への忠誠を誓ふ會社がその跡を絶たなかつた事實に徴しても、租界當局の授蔣行爲は、經濟的にも蔽ふことのできないものであつたことを知るべきである。英國は表面、上海税關の南京國民政府接收に同意を與へながら、實際には以上の如く、これを覆へして餘りある行動を執つてゐたのである。

かうした租界の存在が、支那事變の遂行に齎らした影響は、單に敍上の諸點に留まるものではない。殊に注目すべき問題の一つとして、その背後地に對する結果である。即ち南京、蘇州、杭州などにおける人心の動搖、治安の擾亂等が、常に租界内に本據をおく排日共産分子と何等かの連絡を持つてゐたといふ事實である。同時にまた租界當局が、以上の如く極端な排日授蔣的態度を執つたことは、租界の國際性を通じて、支那事變をして世界戦争にまで

導かんとする蔣政権の政策に、絶好の機會を與へる結果となつたことも忘れてはならない。かゝる意味において、租界問題の重要性は更に倍加されたのである。

歐洲戰勃發後の米英の策動

さらに租界問題を繞る米英の策動は、第二次歐洲大戰の勃發によつて一段の複雑微妙さを加へるに至つた。大戰勃發後、ドイツの絶對的優勢、イタリヤの參戰、フランスの屈伏、米英の動搖などの重大な形勢の變轉を見るや、歐米列國の縮圖たる觀を呈してゐた租界、特に上海租界が、その深刻なる影響を受けたのは當然の結果であつた。かゝる意味で次に想起したいのは、フランス租界の米國委任説と、上海自由市案の計畫であつた。いづれも實現はされなかつたが、米英の策動に關聯ある問題として、見逃し得ざるところである。

佛國租界の米國委任説 歐洲戰局の進展に伴つて、上海フランス租界の職員にして應召歸

國するもの續出し、ために租界の警備管理に支障を來したばかりか、戦況は漸次フランスに不利となり、遂に昭和十五年（一九四〇年）六月十七日、ドイツの軍門に降つたとの報道が上海に達するや、上海の動搖はことに甚しく、今後フランスは果して如何なる手段を以てその租界を維持するであらうかが、俄に世人の關心を昂めるところとなつた。かうした時に起つたのがフランス租界の米國委任説であつた。即ち、一定期限の下にフランス租界の警察權乃至管理權を米國に秘かに委任しようといふので、これは六月の初め頃から流布され、米佛兩國宣憲の打消しによつて一時をさまつてゐたものが、フランスの對獨屈伏後、再び噂に上つてきたのである。

その事實が眞か否かは暫く措くとしても、租界、殊にフランス租界の如きは完全な條約に依據するものでないとはいへ、近年においては支那側の黙認により一つの「時効的權利」となりと解釋せられ、また租界の占據する地域が支那國領土である以上、フランスにして支那國政府に諮ることなしに、秘かに租界の米國委任を企圖するが如きは、まさに不法の舉であるといふまでもない。更に、かくの如き租界警察權の委任に關する單獨行爲は、日、伊、英、

米、佛各國駐屯軍司令官の會議によつて定められた租界警備協定の精神にも反するので、我が國は、常に右協定の關係國たるのみならず、同年六月十九日の天津フランス租界問題解決に關する日佛覺書（後述参照）の趣旨に鑑みて、かゝる事態に對して無關心たり得ずとし、まづ「東亞の安定勢力たる日本に相談して然るべきもの」となしたのは當然のことである。また、主權國たる支那の南京國民政府が

『萬一密かにこれ（外國權益）を授受するの行爲あらんか、右は明らかに中國の主權を無視し、國際紛争の端を起すものにして、國民政府としては夙に絶對これを否認するのみならず、有效なる方法を以て糾正せんとするものなり』との聲明を發表したことも、當然のことだ。

上海自由市案の計畫 當時、更に注目されたのは、上海において米、英、佛が舊秩序維持の方策として、いはゆる自由市案の樹立を計畫しつゝあり、との風説が流布されたことである。由來、上海で自由市案の提出されたのは一再にとゞまらない。一八六二年（文久二年）長髮賊の亂のため上海租界が、避難の支那人で充満した當時、その收拾策として居留外國人

によつて唱へられた自由市案が、この種計畫の最初をなすものだ。しかし、この案は發展と同時に各方面の反對を買ひ、殊に當時の英國上海領事メドハーストの如きは、これを以て條約を無視するものとし、關係各國公使またこの反對説を支持したため、暗に葬り去られてしまつた。その後、曩の上海事變後も、列國間に自由市案が唱へられたことがあるが、當時の支那が主權侵害を理由として猛烈に反對したため、爾後の圓卓會議に附議せられることになつたまゝで消え去つてしまつた。

自由市案の内容について當時の新聞紙上に傳へられたところによれば、上海の共同、フランス兩租界及び上海特別市を打つて一丸として國際管理下に置き非武裝區とし、その周圍に中立地帯を設けんとするものであつて、これによつて自由市内の行政、司法、警察、財政など一切の支那側主權も凡て自由市に移さう、といふのであつた。この案もその骨子においては、一八六二年以來外國人の腦裡に去來したものと何等異なるところなく、依然として支那國主權の侵害を趣旨とするもので、豫て主權の保持と回復とを大方針とする南京國民政府にとつて、到底承認し得るものでなかつたことは明らかで、同時にまた支那の主權を尊重し、

租界の返還に關しても積極的考慮を拂ひつゝあつた我が國にとつても、根本的に相背馳したものであつたことも論を俟たない。

租界制度のもつ本來的な禍根

支那事變の遂行にあつて、米・英・佛人を主體とした租界當局が、かくも執拗に我が國策に妨害を加へてきた大原因は、彼等が最後の地盤たる租界を擁護し、もつて舊秩序維持の目的を達せんとするにあつたことはいふまでもないが、更に遡つて、租界の存在そのものが、究極のところ東亞新秩序の建設を目指す我が國の大理想と、根本において相容れざる關係にあつたことを忘れてはならない。そして、その基本的背馳の原因は、租界制度そのものがもつ深き禍根にあつたので、この禍根を剪除しない限り、租界問題の根本的解決は、百年河清を待つに等しいものがあつたのである。

支那に於ける租界は、前述の通り一八四二年(天保十三年)の南京條約によつて與へられた五開港場に於ける外國人の居住貿易權を、なほ一層確實ならしめんがために、外國人専用の居住地域として、その開設を見たものである。従つて租界設定當初の存立理由は、むしろ居住貿易權の確保といふ經濟的目的に主眼を置いたものであつた。ところが、その後には、租界の發展は、これを根本より覆へし、支那人との雜居を默許したのみならず、漸次外國行政の範圍を擴充し、近年においては純然たる政治的團體と化し、殆んど創設當時における意義を喪失するに至つた。加ふるに、これらのうち、特に英佛租界、上海共同租界の場合の如く、初期の時代に設置せられた租界は條約上の根據なく、また租界の憲法と稱せられる土地章程も、支那側の正式承認のない一方的規定であつて、縱かに「既成事實」或ひは「時効的權利」として認められてゐるに過ぎない。しかも、外國側は支那の虚に乗じて土地章程の改訂に、或ひは越界道路の築造に、或ひは會審衙門の篡奪に、或ひは外國軍隊の駐屯に、すべて實力に基づく租界の不法擴充を行つて近年に至つたのである。更に、假りに租界行政をもつて一つの時効的權利なりとしても、租界設定の本來の目的から考へるならば、租界行政の範

(236)

圍は嚴として地方的、市政的事項に限らるべきもので、この範圍を遙かに逸脱した近年の租界行政は、やはり不合理なる存在たるを免れなかつた。

かく支那における租界はあくまでも前世紀の遺臭紛々たるものであり、共同租界においては米英、フランス租界ではフランスが、それ／＼獨占的霸勢を維持せんとする組織を打建て、激甚なる國際情勢の推移をよそに、それを堅持して來た不合理は、すでに普く一般の認めるところであつた。況んや、支那事變の勃發によつて情勢が更に一變するや、租界の存続は到底許容されないほどの種々の不合理をもつてゐたのである。

土地章程の時代錯誤的内容 まづ、租界の根本組織を規定し、租界の憲法とも稱せられた土地章程そのもの、時代錯誤的存在である。

『共同租界現行土地章程の規定は、僅少の些細なる點を除けば、一八六六年の納稅者會議において通過し、一八六九年北京外交團により承諾せられたる章程の規定のまゝのものである。即ち共同租界は今日において依然一八六六年に定められたる組織法に依り支配せられてゐるのであるが、當時に於ける共同租界はその面積現在の區域の三分の一に足らず、

(237)

外國人居住者数は僅かに二千二百人であり、支那人居住者数は約九萬人に過ぎなかつた。共同租界の現在の機構及び諸制度は、その後七十餘年間に發展し來つたものであるが、輒近著しく變化し來りたる新たな事變の下に、事を處理するに適當ならざるものあることは蓋し怪しむに足りない』

これは昭和十四年五月三日、當時の澤田外務次官が米英大使に對する申入れに現はれた文言で、まことに要を盡したものである。しかし、これに對する米英兩國政府の回答は『現在上海に於ける状態は改組問題を根本的に取上げ得べき時期ではない』といふにあり、遂に大東亞戦争の勃發に至るまで、土地章程の根本的改革は行はずして終つた。

米英人の租界行政獨占 專管租界においては、その性質上租界行政が專管國人の壟斷に陥る傾向のあるも已むを得ないとしても、共同租界においてなほ一部國民の獨占的行政を見ることは、多くの弊害を生ぜしむる原因となる。中でも最も問題にされたのは上海共同租界である。即ち、共同租界が本來、各國人一體となつて居住する國際社會たるべき事實を無視し、過去に於ける租界建設の功勞に名を藉り、米英人、殊に英國人の專制的組織が樹立され

てゐた。例へば租界最高の行政機關である市參事會において、英國人の議員の不當なる割當による彼等の優勢維持、不當に高度なる納稅者資格の支持による市參事會員選舉、被選舉權の獨占、租界の事務機關たる工部局に於ける英國人の首腦部占據、英國人關係事業への過當なる費用支出、英國人職員の法外なる俸給の如きは、いづれもその顯著なる事實である。

また、工部局警察が少數の英國人幹部によつて、多數の國籍を異にする日、支、印巡查を指揮するの制度をとつたことは、その能率を擧げ得ない原因となり、特に支那事變にあたり幾多の兇惡なるテロ事件が頻發した際の如きは、各方面より非難を受ける理由となつた。即ち、總數約五千と稱せられた警察關係者のうち、四千五百に達する日、支、印の各國人は主として下級警察吏に屬し、これらが英國人たる少數幹部の指揮下に立つてゐた。だから在留外國人中最高頭數を有する日本人と、一般居住民のうちで絶對多數を有する支那人との間に、十分なる警察上の連絡をとることの困難だつたのはいふまでもなく、また假りに英國人が如何に政治的手腕があつたにしても、國籍を異にするこれら多數の下級警察吏を適當に統御することは、容易ならざる業であつた。その結果、租界行政は常に支那人のみならず、外國人

からも「大班寡頭政治」に墮せるものなりと攻撃せられたのも、無理からぬところである。その他上海に管轄を異にし、それ／＼別箇の法令を有する共同租界、フランス租界及び支那街の三獨立行政地域が併存したことは、都市行政の混亂を生ぜしめ、租界自體の矛盾せる警察組織と相俟つて、上海をして犯罪の温床たらしめる原因となつた。また上海在留の外國人は、その國籍乃至居住地域の如何に従ひ、租界關係、支那關係、或ひは各本國關係の諸法令の下に立ち、その實際の運用にいたつては、まったくこれを窺知し得ざるものがあつて、犯罪の取締を一層緩慢ならしめてゐた。更に、租界がかくの如く外國法權の下に複雑怪奇なる組織を有し、また租界警察の機能が頗る微弱だつたことが、租界を政治犯人、亡命政客の避難所たらしめ、ひいては租界内の秩序を紊す原因ともなつた。

租界改組への苦悶

以上の如く、租界制度の缺陷より生ずる諸種の弊害については、もとより我が國において

も支那事變遂行上の妨害的要素を除去する意味において、痛切にその改造の必要を感じ、しばしば租界改組に關する全面的要求を提出して折衝に努めたが、大東亞戰爭勃發前においてその實現を見たのは、僅かに警察方面の一端に過ぎなかつた。即ち昭和十三年四月、工部局警察特別副總監に日本人一名を任用したこと、及び翌十四年二月に日本側警察との協力を認めたことがそれで、爾來工部局警察における日本人の採用が、多少の増加を見た程度であつた。さらに在留邦人が最も重要視したのは、租界最高の行政機關である市參事會の改組であつた。これは支那事變前より問題とされたところで、昭和十一年、在留邦人は市參事會に於ける日本人代表の増加を要求して改造の第一聲を擧げたが、この時は米英共同戦線の前に脆くも敗退したのである。而して、支那事變後の我が人口の激増と有権者數の増加とに鑑み、昭和十五年春、繰返し議員増加の選挙戦を展開したが、米英側の策謀のため再び敗戦の苦杯を嘗めざるを得なかつた。それは日本側が家屋居住者の多數なるに比して土地所有者の少いことに注目し、土地一畝につき十四ドルの納税あれば有権者たるの資格あり、との宣傳を在留米英人間に行ひ、米英側土地所有者の土地分割を勧誘した結果、選挙直前にいたつて米

英側の有権者数を俄に増加せしめたためである。爾來、上海に於ける日本人對米英人の關係は、相當險惡なる空氣を示してゐたが、在留邦人の強硬なる態度と國際情勢の變轉に、つひに昭和十六年四月、臨時市參事會を招致して、日本人議員一名の増加を認めるにいたつた。しかしこれは飽くまで目前の危機を免れんとする「臨時」の糊塗策に過ぎず、遂に大東亞戰爭までは徹底的改組を見ることなくして終つたのである。

(242)

天津租界問題の解決

以上は、主として上海租界を中心とする米英の策動であつた。然し天津租界、中でも英佛租界が、支那事變下において問題となつたのは、その原因においてもまたその妨害的實情においても、まつたく上海の場合と同一であつた。即ち支那事變勃發當時、フランス租界當局は萬國橋の閉鎖によつて我が軍の作戦を阻害し、北支新政權の成立後も、英佛兩租界當局は

IMT 547

租界内の法幣の流通を黙過して、新政權の下に發行せられた中國聯合準備銀行の紙幣を公認しないばかりか、租界内に殘存する交通銀行を擁護し、該銀行が所藏する現銀の引渡しに應ぜず、また租界内電話局を抑へて租界内外の電話連絡を杜絶させ、更に租界を以て排日分子の活躍舞臺たらしめ、租界當局の援蔣排日的態度を遺憾なく表示してゐた。

かうした情勢が一段と激化したのは、昭和十四年四月九日の程錫庚事件であつた。程錫庚は北支新政權によつて任命された天津海關監督であり、同日夜天津英國租界内で兇漢の狙撃のため即死を遂げたのである。この犯人は日英共同の租界内檢索の結果、同月二十二日逮捕されたが、犯人を支那側に引渡すべしとの日本側の要求に接するや、英國側は俄に態度を變へてこれを拒絶し、一月餘の時日を経過しても更に解決の模様がないので、日本軍現地當局は遂に英佛側の援蔣排日政策是正の目的を以て、六月十四日以來兩租界の隔絶を斷行した。

こゝで一言を要するのは、かくの如く租界内で逮捕された支那人たる犯人の、支那側引渡しを拒絶した英國租界當局の態度に關する法律的批判である。天津英國租界内に於ける支那人の逮捕については、既に明治三十年（一八九七年）五月三十一日、英國擴張租界を承認し

(243)

IMT 547

た天津海關道の宣言書中に、支那側官憲發給の逮捕狀を所持する支那國官吏は、租界内に赴いて支那人たる犯人を逮捕することを得、英國警察官はこれに對して妨害を加ふべからざることが明らかにされてゐる。且つその後制定せられた明治三十二年（一八九九年）の「天津英國擴張租界土地章程」にも同様の規定が挿入され、支那國官吏が租界内において支那人たる犯人を逮捕せんとする場合には、支那側官憲發給の逮捕狀携帯と、英國領事に對する逮捕の豫告とを必要條件とするのみだつた。更に、條約上の規定について見ても、安政五年（一八五八年）の英支天津條約第二十一條第二項には

『同様に清國人たる犯罪人が開港場に於ける英國臣民の家屋又は船舶中に逃亡したるときは、右犯罪人は庇護又は隠蔽さるゝことなく、英國領事に對する清國官憲の適當なる請求に基づきこれを引渡すべし』

とあり、租界が開港場の一部に屬する以上、右の規定が租界内に對しても適用さるべきはいふまでもなかつた。かく英國租界當局の犯人引渡し拒絶は、土地章程より見ても、條約上の規定においても、ともに不法措置であることは免れない。加ふるに、租界當局の排日援蔣的

態度は、租界行政の國際性を無視するものであり、また租界本來の權限を逸脱するもので、隨つてこれを是正せんとする我が軍の租界隔絶は、合法的基礎に立つものであつた。

かくて北支一帶に打倒英國の運動が起つてきたので、同年七月十五日より英國側の希望で有田外相とクレイギー駐日英國大使との間に、いはゆる「東京會談」が、右の天津租界問題の解決を目的として開かれた。そして同二十四日に至り、まづ天津問題の背景をなす一般的原則問題に關する意見の一致を見、その内容は左の如く發表された。

『英國政府は大規模の戰鬪行爲進行中なる支那に於ける現實の事態を完全に承認し、またかかる状態が存続する限り、支那に於ける日本軍が自己の安全を確保し、且つその勢力下に在る地域に於ける治安を維持するため、特殊の要求を有すること、並びに日本軍を害し、またはその敵を利するが如き一切の行爲及び原因を排除するの要あることを認識す。

英國政府は日本軍において前記目的を達成するに當り、これが妨碍となるべき何等の行爲または措置を是認するの意見を有せず、この機會においてかかる行爲及び措置を控制すべき旨、在支英國官憲及び英國々民に明示し、以て右政策を確認すべし』

一方、具體的諸問題を討議するため、七月二十四日よりいはゆる「東京に於ける現地會談」が開かれ、治安問題に關しては八月一日をもつて諒解の成立を見た。たゞ經濟問題については、日英間の意見對立して容易に妥結を得ず、幾多の波瀾を経た後、翌昭和十五年六月十九日、やつと日英覺書の交換が行はれたのである。次でフランスもまた英國の仲介によつて、我が國との間に同様なる覺書を交換するにいたつた。

かくて、程錫庚暗殺犯人の引渡し、英佛租界警察に對する日本官憲の協力、交通銀行所藏現銀に對する日英の共同保管、饑饉救濟基金として一部現銀の充當、英佛租界内に於ける聯銀券の流通承認等の約定成り、天津租界問題は一應の解決を告げ、同年六月二十日、我が軍も一年に亙る英佛租界隔絶を解除した。たゞこゝで注目すべきは、右の「天津問題の背景をなす一般的原則に關する覺書」である。この覺書が北支に限られることなく、上海についても適用されることは、クレイギー大使自ら言明したところで、この原則が誠意をもつて實行される限り、支那に於ける租界問題の解決は、一つの有力なる拍車が加へられるものと信ぜられた。即ち、右の覺書によれば、英國政府は「日本軍を害し、またはその敵を利するが如

き一切の行爲及び原因を排除するの要あることを認識す」とあり、しからば租界が授蔭排日の據點たることを容認するの態度が明らかに害我利敵の行爲である以上、英國政府はこれを「控制」すべき義務があるものと解せられたのである。また「英國政府は大規模の戰鬪行爲進行中なる支那に於ける現實の事態を完全に承認」すといひ、更に「かゝる状態が存続する限り、支那に於ける日本軍が自己の安全を確保し、且つその勢力下に在る地域に於ける治安を維持するため、特殊の要求を有すること……を認識す」となしたことは、租界に於ける治安維持の問題に關し、重要な意義を示したるものといはなければならない。從來、やゝもすれば外國側の態度は、支那事變が宣戰布告を伴ふ戰爭に非ざることを理由に「大規模の戰鬪行爲進行中」なる現實の事態を黙殺せんとし、更に進んでは租界の中立を叫んで、租界が我が軍の占領下にあることを否定せんとすることにあつたが、右の覺書はかゝる態度を是正するに出でたるものと考へられたのである。しかし、その後の實際は必ずしも英國政府によつてかうした原則が忠實に遵守されたとはいへず、むしろ租界問題は未解決のまま、大東亞戰爭誘發の原因として残されたのである。

租界問題解決の最も端的なる方法は、いふまでもなく租界の撤廢返還にあつた。國家的能力の微弱であつた過去の支那においてはともかく、東亞新秩序の一聯として完全なる獨立を誇らんとする新興支那においては、かゝる歐米列強の半植民地的制度が到底存續を許されないのは當然の歸結であつた。ひたすら舊秩序維持のため狂奔せる米英の策謀にも拘らず、我が國は夙にこの理を察し、有田外相は第七十四議會において『進んで支那の獨立完成のために必要とする治外法權の撤廢、租界の返還に關して積極的なる考慮を拂ふに吝ならざるものなること』を公表し、また近衛聲明にも日華基本條約の規定にも、我が國が租界を率先して返還すべきことは既定の國策となつてゐた。果して、大東亞戰爭勃發し、支那に於ける米英の勢力が覆滅するや、我が國の公約履行に絶好の機會が到來し、昭和十八年一月九日の租界返還に關する日華協定が、その第一聲として現はれたのである。これを以てしても、支那事變乃至大東亞戰爭が、如何に我が國の聖なる大目的貫徹のための戦ひであることが明かであらう。

(植田捷雄)

第五章

佛印進駐と米英の策動

佛印の態度と進駐まで

支那事變以來、佛印の示した敵性は今さらいふまでもない。殊に昭和十三年十月の廣東陥落によつて、香港と支那奥地をつなぐ廣九、粵漢兩鐵路が遮断されてからは、佛印は重慶最大の輸血路となつて、重慶全體の輸入量の約七割を占める軍需品を滇越鐵路、或ひは越桂公路によつて重慶側に輸送してゐた。のみならず、さながら佛印は、重慶側宣傳、情報蒐集の中繼所と化し、重慶政權の抗戦力培養のための西南支那開發に對しても、フランスは露骨に資本的、技術的援助を與へて甚だしく我方を刺戟したのであつた。佛印のかゝる敵性行爲に對して、日本政府はしばしば嚴重な抗議をした。が、我が國の實力を過少評價するとともに、重慶との複雑なる利害關係に拘泥せるバリ政府及び佛印總督は、言を左右にしてこれに應じなかつた。そこで我方は、海南島を占領して佛印に威壓を加へ、更に廣西省に進駐し、國境

(250)

の外部より實力をもつて佛支國境を封鎖するといふ手段を講じたのである。しかし、間もなくフランスは反省せねばならなかつた。それは悲惨なフランス本國の對獨屈服に依つてである。生きんがためには、フランスは過去のあらゆる矜持を捨てて、赤裸にならねばならなかつた。フランスの對獨屈伏の直後、昭和十四年二月十九日、我が政府はアンリー駐日佛大使に對し、佛印經由接蔣物資輸送禁絶に關して嚴重な申入れを行ふと共に、接蔣監視委員會の佛印派遣を要求した。フランス側はこれよりさき、その久しきに亘る對日敵性行爲の報復手段として、日本軍が直ちに廣西省に駐屯中の軍隊を佛印領内に強行進駐せしめるのではないかとひそかに恐れてゐたので、わが方のこの溫和なる申入れに、勿論異論のあるべき筈はなく、翌廿日、何れも應諾の旨を回答し來つた。

かくて、西原少將以下の接蔣監視委員會は、六月廿九日ハノイに到着、直ちにカトルー佛印總督と交渉の上、ハイフオン、ラオカイ、ランソン、ハヂャン、カオバンなどの要地に監視所を設置して、重慶向軍需品の流出阻止および滯貨の監視に任じ、過去二ヶ年の旺盛なる接蔣輸送は完全に停止された。しかし、佛印が支那事變以來演じ來つた飽くなき接蔣行爲

(251)

は、單に卒然としてこれを停止したゞけで償はれるものではなかつた。「佛印をして、進んで支那事變完遂、東亞共榮圈建設に協力する機會を與ふべきである」との有力なる主張が、日本軍内部に行はれるにいたつたことは極めて當然といはねばならぬ。かくて援蔣遮斷の第一段工作を終つた西原少將は、引つゞきこの見地に立つ第二段工作の折衝、即ち我が軍の北部佛印進駐交渉をカトルー總督との間に進めたのである。この交渉は友好裡に進みつゝあつたが、この頃カトルー總督が、ひそかにヴィシー政府を離脱して佛印を獨立せしめんとする陰謀を進めてゐたことが、ヴィシー政府の知るところとなつて、突然總督を罷免され、七月廿日、フランス・アジア艦隊司令長官として西貢にあつたドクー中將が、その東亞通を買はれて後任に任命された。そこで西原少將は、更にドクー總督を相手に従前の交渉を繼續しようとしたが、新總督は慎重なる態度をもつてすでに西原・カトルー兩者間に内諾済みのものまで一應白紙にかへし、すべて佛本國政府と交渉されたいと要求した。かくてハノイ交渉は頓挫のやむなきに至つたので、わが方は交渉を東京に移し、松岡・アンリー交渉が開始されたのである。この日佛會談は八月廿五日漸く意見の一致を見、原則協定が成立したので、再び交

(252)

渉をハノイに移し、八月卅日から、西原少將とマルタン佛印陸軍司令官との間に細目協定に關する交渉が行はれた。

この現地交渉は、佛印内部に根強い勢力を有するド・ゴール派の暗躍と、その背後にある米英の牽制によつて幾度か決裂の危機に瀕したが、九月廿二日午後海防において成立、署名調印を了した。この協定成立後數時間を経たる廿三日午前零時を期して、かねて國境附近にあつたわが軍は進駐の行動を起し、陸路進駐部隊たる中村中將の率ゐる兵團は佛支國境嶺南關より、海路進駐部隊たる西村少將の率ゐる兵團はドーソン附近の海上より、それ〴〵進駐を実施せんとしたが、中村兵團が嶺南關の國境を越えて佛印領内に進駐するや、佛印國境警備軍がこれに砲撃を加へたので双方の武力衝突となり、ドンゲン、ランソンの戦闘となつたが、誤解に基づく不慮の事件であることが判明したので、間もなく停戦し、九月末までにわが陸海軍は、堂々と所定の地域に進駐を完了し、航空隊は直ちに佛印基地より昆明及び滇緬ルート砲撃を開始した。

(253)

東亞新秩序建設に協力を約す

北部佛印進駐に關する協定成立に際し、ヴィシー政府外交部は、廿三日左の如きコミュニケを發表した。

『日佛兩國軍事當局は東亞新秩序建設に貢獻すると共に、支那事變解決に資せんがために、昨九月廿二日満足すべき協定妥結に到達した。即ち、日本は佛印において對支戰爭繼續のため特別の便宜を獲得し、その代償として佛印におけるフランスの主權及び領土保全を尊重する旨確約した』

このコミュニケにも明らかなる如く、北部佛印進駐のわが目的は、飽くまで支那事變解決のための軍事的便宜を獲得するにあつた。日本軍は、蔣政權の據るところ、四川、雲南の僻地といへども、徹底的にこれを追究し、撃滅せずんばやまぬ牢固たる決意を持し、夙にこ

れを中外に宣明してゐた。北部佛印進駐は、この作戰目的に副ふべき軍事的便宜、換言すれば、將來決行されることあるべき雲南進攻作戰に備へるため、北部佛印に軍事的基地を設定せんとするに他ならなかつたのである。ヴィシー政府ボードアン外相が、廿三日、この軍事協定締結の経緯に關し

『フランスは自力では佛印を防衛する方法がなかつたため、また東亞における日本權益の優先權を承認した結果、日本の要求を受諾したのである。交渉の進行中、佛政府は終始米國政府と連絡をとり、米國政府は交渉の経緯を完全に知悉してゐる筈である』

と説明して、過去の對日敵性を清算し、東亞における日本の指導的地位を虚心坦懐に承認したことは、フランスの東洋政策の百八十度轉回を物語るもので、かゝる態度によつてこそ東亞の安定は獲得されるのである。だが、米英、重慶はこの軍事交渉中、あらゆる術策を弄して協定成立を妨害したため、交渉はしばしば決裂の危機に瀕した。その間の事情について當時の大本營陸軍報道部長松村大佐は

『何分にも今回の現地協定は、最後の日限の押しせまつた時間において成立を見たもので

あり、もと／＼日佛兩國政府間においては、友好的な精神で話をまとめたのであるが、東亞共榮圏の確立を喜ばず東洋において戦争を惹起せしめてこれを妨害せんとする某々第三國の煽動が佛印に集中された結果、交渉成立が遅延した』

と説明してゐる。しかし執拗なる米英、重慶の牽制策動にも拘らず、佛政府は東亞における日本の指導的地位と、佛本國對獨屈伏後の東亞における佛印の地位を冷靜に認識して、我が國の要求を容れたのは賢明な措置であつた。ドクー總督も

『日本と近接せる佛印が、自國の利害に準據して、東亞のこの最大國との國際信義と相互尊重の基礎に立つ友好關係を維持すべきことは自然の理であり、今回調印された協定はこの現實的政策に従つたものである』

と協定成立の経緯を説明してゐるのである。皇軍北部佛印進駐は、決して我が國の一方的強制によつてなされたものではなく、あくまで相互諒解の上に成立したもので、第三國の干渉、或ひは抗議すべき筋合のものではなかつた。これこそ、東亞安定の自然の理であり、佛印にとつても賢明なる措置であるとの結論によつて、我が國の申入れが受諾されたのであつ

た。

米英の曲解と猜疑

皇軍北部佛印進駐が實現するや、反樞軸國家は一齊に猜疑の眼をむけ、徒らに東亞の空氣を不安ならしめんとする言動に出でたことは遺憾至極であつた。

【米國の場合】 ハル國務長官は皇軍北部佛印進駐當日たる九月廿三日、新聞記者團との會見において

『日本軍の佛印進駐は現狀を破壊するものであり、かつ威壓によつて達成されたものであることは明瞭である。かゝる行爲を承認せず、かつ反對を唱ふべき米國の立場に關しては、從來何回となく述べられ來つた通りである』

と述べ、またボードアン佛外相が、フランスの佛印問題に關する對日讓歩は米國のすでに

(257)

(256)

承認したところである旨の聲明に對し、米國務省は、同日午後五時半、奇怪にも『米國政府は何時、また如何なる方法においても、フランスの對日讓歩を承認したことはない』と聲明して、フランス側の發表を否認した。しかし、この米國務省の否定にも拘はらず、廿三日のニューヨーク・タイムス紙のワシントン電は、『ワシントン外交界では、米國がフランスの對日讓歩を承認したのは事實であると主張してゐる』とて次の如く報じた。

『ワシントン外交界有力者の語るところによると、サン・カンタン前駐米佛大使は、八月卅一日、國務省を訪問したが、その直後、同大使はヴィシーの本國政府に對し、『米國は佛印を援助し得ず、フランスが若干の對日讓歩を行ふことを承認してゐる。但し、米國政府は、右讓歩が最小限度に止められるやう希望してゐる』と報告してゐる』

このニューヨーク・タイムスの記事は、日佛交渉中、フランス政府がアメリカ政府と密接に連絡したと述べたボードアン佛外相の發表と符節を合するもので、アメリカが、一旦は佛の對日讓歩を承認したことは恐らく眞實であらう。だが、あくまで世界の暴君的支配者をもつて任ずるアメリカは、忽ちさきの態度を豹變して、日佛協定に反對を表明し、廿四日のワ

シントン・スター紙の如きは「東亞における大詰」と題する社説において、おどましくも對日經濟壓迫の必要を力説し

『米國の太平洋現狀維持の立場に公然挑戰して、日本軍が佛印に進駐した以上、米國はその外交政策に關して重大決意をなすべき必要にせまられるに至つた。今にしてもし、有効なる手段が採られなければ、日本は蘭印をも含む他の地域にまで進出することが豫想され得べく、一方、大西洋の英艦隊が危機にさらされてゐる以上、米國はその艦隊を東亞に餘り深入させる餘裕はないであらう。目下考慮されてゐる諸手段には、石油の對日禁輸、その他の軍需資材の輸出制限、または全面的輸出禁止がある。これらの手段は、特に英國の協力が得られさへすれば、日本を阻み、かつ行詰らせることが出来る。しかし、石油の對日禁輸は、日本の蘭印占領を促進する可能性のあることを無視し得ぬものであり、これらのすべてを考慮すれば、適當な手段を決定することは至難である。この決定は一に米國が果して東亞におけるその勢力を保持すべき決然たる手段を採る用意があるか否かに懸るものであらう。もし米國にして、この用意がないならば、われ／＼は東亞に勢力を及ぼすか

の如く装ふことは止めた方がよいであらう』

と當時の米政府の意中を最も端的に代辯した。米國政府は、もし當時すでに米國が東洋においてその勢力を保持すべき手段を採る用意、即ち武力をもつて我が國を攻撃する用意があれば、直ちに我が國に經濟壓迫を加へ、もつて我が國を行詰らせようとの意志を有してゐたことは疑ふ餘地がない。當時、米國がこの意志を行動に移し得なかつたのは、武力行使の準備が完成してゐなかつたからであり、従つてその後のアメリカの最高國策は、ひたすら對日武力行使のための準備完成にあつたと見るべきである。倨傲なるアメリカは、皇軍北部佛印進駐を目して、アメリカの太平洋現狀維持政策に對する公然の挑戦となし、この時すでに對日武力彈壓の方針を決定したことは疑ひない。たゞ時期の問題が残されたのみである。

【英國の場合】 九月廿三日、ロンドンのニュース・クロニクル紙上において、外交記者ヴァーノン・バートレットは

『もし敵國がタイ國に軍事基地を建設することになれば、シンガポール基地は重大なる脅威をうけることになるだらう。日本の野望を食ひとめる行動を採り得る唯一の國民は支那人であり、英國は即時ビルマ・ルートを開き、支那に軍需品を輸送することが、如何に重要であるかを理解するであらう』

と論じ、デーリー・テレグラフ紙外交記者も

『英米兩國は、もし必要とあれば日本を活動不能に陥れるが如き、最も強硬なる對日制裁を斷行し得る力をもつてゐる』

と述べて、對日經濟壓迫を示唆した。蘭印、比島、シンガポールの各地も程度の差こそあれ、米英の態度に追隨したことはいふまでもない。

北部佛印進駐によつて刺戟された米英のかくの如き對日輿論は、更に九月廿七日ベルリンにおいて締結調印された日獨伊三國同盟條約によつて一層尖鋭化された。殊に、アメリカは三國同盟は自國を目標として成立せるものなりとの見解を持し、その對日感情は極度に悪化した。アメリカのかゝる態度は、まことに遺憾なる誤解であつた。我が國は斷じて米國を標的として三國同盟を締結したのではなかつた。その間の事情については、當時の松岡外相の次の談話をはじめ、あらゆる機會に、委曲をつくして説明されてゐるのである。

『今回の三國條約は、何れの特定國をも目標としてゐるものではない。勿論米國を向うにまはすといふのではなく、強ひていへば、米國にもよかれかしの考へで締結せられたものである。即ち本條約の締約國は、すべての中立國、特に米國の如き強大なる國家が、歐洲戰爭または支那事變に捲き込まれることがあらうものなら、それこそ人類の一大兇變であつて、その慘禍は、考へるだに戦慄を禁じ得ないものがある。これを要するに、今回の三國條約は平和の盟約である』(十月十日發表松岡外相談)

(262)

加重された米英の對日壓迫

北部佛印進駐、三國同盟參加を太平洋の現状維持に對する日本の公然なる挑戦なりとした米英は、その後機會ある毎に報復的對日壓迫を行つた。その第一着手は昭和十五年十月八日、米政府の發した東亞各地在留米人、特に婦女子に對する本國引揚勸告である。ついで十月十

八日英國政府はビルマ・ルートを開した。ビルマ・ルート援蔣物資輸送禁絶問題は、佛印ルート輸送禁絶に引つゞき、昭和十五年七月十七日、當時の有田外相とクレイギー英國大使との間に妥結された取極により、翌十八日より三ヶ月の期間をもつて實施されたものであるが、この期間は丁度雨季に當り、貨物輸送は事實上困難で、従つて重慶政權に對しては、實質上さしたる痛痒を與へぬものであつた。英國がこのルートを開したのちは、雨季明けの好條件に乘じ、却つてあらゆる便宜を與へて輸送量の増加につとめたのである。

さらに十月二十二日、ノックス米國海軍長官は太平洋海空軍の大擴張計畫を發表し、十一月下旬米太平洋艦隊の主力をハワイに集結して、盛んに對日示威を行ひ、英國は十一月十三日、シンガポールに東亞軍總司令部を新設して、總司令官に空軍大將サー・ロバート・ブルック・ボツバムを任命し、シンガポール、マライ、ビルマ、香港をその指揮下におき、濠洲とも緊密に連絡して、東亞英領の綜合的軍備の大擴張を實施する旨を宣言し、ボツバムは翌十四日、シンガポールに着任した。續いて十一月卅日、米國政府は、日華基本條約締結に呼應して、重慶政權に五千萬米ドルの追加借款を供與するに決し、更に別個に五千萬米ドルを法

(263)

幣安定資金として早急に提供することを考慮中であると発表すれば、越えて十二月十日、英國政府もこれに倣つて、重慶政權に一千萬ポンドの借款を供與するに決した旨を發表して、支那事變を解決せんとするわが國策を妨害するに汲々たる態度を示した。また米國政府は十二月十日、鐵鋼類の輸出許可制を實施し、ついで同月廿一日、一部機械類及び特殊金屬等十五品目に對する輸出許可制を追加し、さらに銅、眞鍮、青銅、亞鉛、ニッケル、炭酸加里などにも次々と輸出許可制を實施していつた。アメリカの日本に對するかくの如き壓迫は、その後も間斷なく繼續され、英國、カナダなどもこれに追隨した。

米英のかくの如き直接對日壓迫は東亞にも反映して、泰、佛印に對する米英の牽制策動は極めて活潑となり、それが間接的効果をもつて我が國を壓迫した。即ち、本國との輸送斷絶によつて、佛印が物資缺乏に苦しんでゐるのに乗じた英國は、英佛經濟協定を結び、佛本國と佛印との遠洋航路、並びに香港、佛印、シンガポール、蘭印を結ぶ近海航路を復活して、シンガポールより英國商品を、香港よりアメリカ商品を輸入し、その代償として佛印の米、ゴム、タンゲステンなどの買収を積極的に行ひ、これら佛印物資の日本向輸出妨害を企てた。

(264)

米國の佛印における老獪陰險なる對日妨害も、甚だしく我方を刺戟した。即ち重慶政權は佛印輸送ルート華やかなりし頃、ハイフォンに中國運輸公司を設けて一切の軍需品輸送にあたらしめ、ハイフォン埠頭に廣大なる倉庫を設けて多量の軍需品をストックしてゐたが、わが援蔣監視委員團の派遣と共に、米國は重慶政權と共謀して、同公司をアメリカン・シンヂケートと改稱し、時價數億圓と註せられた尨大なる援蔣物資のストックをアメリカ法人の所有であるかの如く假裝強辯して援蔣監視委員團の任務遂行を妨害しつつ、ひそかにこれを西貢、ビルマ方面に運び去らんとする悪辣なる行爲を敢てしたのであつた。わが援蔣監視委員團はこの横暴なる米國の陰謀を默視するに忍びず、斷乎、これら援蔣軍需品を敵産と認定して處分したことは、少からずアメリカを刺戟したといへ、極めて妥當な處置であつた。

泰・佛印國境紛争と米英

皇軍北部佛印進駐に關する現地交渉がハノイにおいて進められつゝあつた昭和十五年九月

(265)

十三日、泰國政府は、佛印に對して失地回復要求を提出した。佛印側がこれに對して十七日正式に拒絶したことから端を發して、兩國々交は一觸即發の状態となり、十一月十七日、泰國機がサヴァナケット、タケック方面の佛印領を爆撃したのを契機として、兩國は遂に交戦状態に入つた。その後戦況は遅々としてではあるが泰側に有利に展開し、泰國は實力をもつてカンボヂャの西部を逐次奪回し、佛印側はカンボヂャ西部の要衝シソフォンを包圍されるにいたつた。

東亞の平和を祈念する我が政府は、昭和十六年一月廿日タイ・佛印兩國に對して居中調停を申入れ、一月廿四日兩國も日本政府の調停申入れを受諾した。よつて一月廿九、三十の兩日、西貢港に碇泊中の帝國軍艦「〇〇」艦上において停戦會議を開き、卅一日停戦協定の正式調印が行はれ、二月七日より、東京において、同協定に基づく泰・佛印國境紛争調停會議が開かれたのである。

この東京會談は相當複雑なる迂餘曲折ののち、三月十一日遂に圓滿妥結した。この調停成立により、泰・佛印に對する日本政府の發言權が強化され、從來、英米佛の勢力圏に屬して

ゐた地域に、新たに日本の指導國家としての地位が確立されたことは、東亞の歴史に一新紀元を劃するものであつたが、日本の意圖はあくまで東亞の平和と安定を求めるに他ならなかつた。また、泰國の失地回復を斡旋したのは、東亞民族をして各々その所を得しめんとする傳統的主張を實踐したにすぎなかつたのであるが、米英はまたもわが眞意を曲解し、三月九日付のロンドン・タイムスは

『日本の調停が、歪曲されたものではないと見ることは困難である』
と誹謗し、アメリカも

『日本は、かくして得た兩國の和平をいかに利用するか。日本は調停の代償として何ら新規軍事基地を要求した模様はないが、これが將來においても、持ち出されないかどうかは疑問である』(バルチモア・サン紙三月十二日社説)

と述べて、日本の調停の動機に不純なる想像を加へ、わが意圖を曲解した。しかし、その後の展開を通觀しても明らかなる如く、わが調停は一に東亞の平和と安定を希求する最も純粹なる動機によつたものであり、些かの代償もこれによつて要求しなかつた事實は、米英と

いへども承認せざるを得ないはずである。さうした米英の尻馬に乗つて、バタビヤ（ジャカルタ）のブリアンゲル・ボーデー紙も、蘭印の輿論を代表して

「英米蘭三國が、強力なる外交政策をもつて日本に壓力を加へたならば、東京における調停會議はもつと異つた結果に到達してゐるに違ひない。更に佛印の状態も今日とは遙かに異つたものとなつてゐるであらう。事態がなくなつた以上、蘭印として執るべき道は、英米及びオランダ本國との提携を密にし、その協力政策を東亞に及ぼすべきである」と、東京會談の結果に理由なき不滿を表明し、見當ちがひの惡罵を浴びせてゐたのも、當時の事情を物語るものである。

A B C D 對日包圍陣

泰・佛印國境紛争調停は、我が國の南進政策の一步前進なりとして、米英蘭はいよく露

骨なる反撃態勢をとるにいたつたが、更に昭和十六年四月十三日、露都滯在中の松岡外相がモロトフ・ソ聯外務人民委員との間に「日ソ中立條約」を締結したことも、日本の太平洋における地位を有利にし、その傳統的南進政策を一層促進する結果となるだらうと、あくまでわが國策を斜眼視し、いはゆるA B C D對日包圍陣の結成を急ぐにいたつた。

【英國】 二月中旬以後、多數の濠洲軍増援部隊がシンガポールに到着したのをはじめとして、ビルマおよび印度より印度軍増援部隊、英本國より多數の増援部隊を續々と迎へて、マライ、シンガポールの防備を固め、特に空軍の増強を急ぎ、二月中旬にはシンガポール海峡東方入口を含むマライ水域に機雷を敷設し、マライ全土は全く戦時氣分に包まれた。ポツバム東亞軍總司令官は、ビルマ、香港、マニラに飛んで綜合防備計畫に狂奔し、特にビルマにおいては重慶軍と密接に連絡しつつ、北部マライの軍備増強と相まつて積極的な泰包圍態勢を整へる一方、これに經濟壓迫を加へてその親日轉向阻止につとめ、もし日本軍が今や防備完成せるシ港攻略を企圖するならば、驚くべき犠牲を拂はねばならぬことを覺悟すべきであると豪語し、或ひは佛印内部のド・ゴール派と氣脈を通じ、虎視眈々と佛印における日本勢

力反撃の機会を狙ふ姿勢を整へた。

【比島】 米國は泰・佛印調停會議成立後、銳意比島の陸海空軍を強化して甚だしくわが方を刺戟しつゝあつたが、四月二日ボツバム英東亞軍總司令官は突如マニラを訪問し、アジャ艦隊司令長官ハートや米比島駐屯軍司令官マッカーサー、米比島高等辨務官セイヤーらと會見して、東亞方面における米英軍事提携協調の具體策について重要協議をとげた。ついで四月九日、マニラにおいて、更にボツバム、クレフェンス蘭外相、セイヤーの三巨頭によつて、米英蘭三國會議が開かれ、マニラ、バタビヤ、シンガポールを基地とする海空軍の共同防衛措置が検討され、反樞軸三國の對日包圍陣はいよゝゝ積極的展開を開始した。これと前後して、米アジャ艦隊は比島の基地において待機の姿勢をとり、比島陸軍兵力は比島人豫備兵の動員により平常の二倍となり、米本國よりも多數の地上部隊、空軍、潜水艦が相ついで到着し、比島の對日軍備は急速に充實されて行つた。かくて、七月十七日、遂にマニラ灣に機雷を敷設して、純然たる戰時状態に入つた。

【蘭印】 蘭印はオランダ本國の滅亡後「太平洋の孤兒」として、わが大東亞共榮圈建設に

最も神經を尖らし、佛印における日本の一舉一動を注視してゐたが、遂に米英の驥尾に附して對日包圍陣の一翼に参加し、四月九日マニラにおける米英蘭三國會議後、その對日方針は俄に強硬となり、五月九日クレフェンス外相が、濠洲訪問に先立つて行つた放送の如きは、その端的な表明であつた。彼はいふ

「蘭印は、蘭印と密接なる關係を有する諸國と切離して考へることは出来ない。數日前ボツバム英東亞軍總司令官が、「政治的並びに軍事的見地より見て、シンガポールより蘭印を経て濠洲に達する線は一單位と見做されねばならない」と指摘した。この線の何れの個所に對する外部よりの攻撃も、全體に對する攻撃と見做さるべきであり、われゝはこの線上にある他國と協力し、斷乎として戦ふ決意を有する。英國も亦ボツバム司令官を通じて同様の決意を披瀝した。さらにわれゝは侵略に對抗して戦ひ得るものに、米國が援助を與へてくれることを知つてゐる」

と、露骨に對日戦を揚言した。爾後蘭印政府はアメリカ向け航路の配船を増加して、盛んに軍需品を輸入する一方、日蘭印交渉繼續中にも拘らず、明らかに日本品を對象とする輸入

制限令を強化して邦品の締出しを行ひ、五月廿三日には蘭印軍政史上劃期的な原住民徴兵法案を參議會に提出し（七月十日參議會通過）五月末より對日ゴム輸出に割當制を適用して、さし當り七月分は、過去六ヶ月間の平均輸出額の約半分にてこれを制限するなど、その對日敵性は急激に昂揚され、遂に六月十七日の日・蘭印交渉決裂によつて、蘭印の對日方針は、その正體を暴露した。

日・蘭印交渉は昭和十五年九月以來、最初小林特派使節、ついで芳澤特派使節によつて行はれたが、多岐にわたるわが提案に對する蘭印側の態度は甚だ不満足なものであつたのみならず、特に我方の重視する必需物資、即ち石油獲得の問題については、蘭印側の都合により隨時その數量を減少し得るものとなすことを主張したので、我方としては、もはやこれ以上交渉繼續の必要を認めずとし、六月十七日交渉打ち切りを決定、芳澤使節に對して歸朝命令が發せられたのであつた。我が政府は、この決裂に際しても、會商打ち切りによつて、日・蘭印間の平常關係は何ら變更されない旨を強調し、我が國の蘭印に對する交渉は、あくまで平和的精神によるものなることを闡明した。蘭印が我が國の要求を最後まで容れず、遂に日・蘭印交

渉が決裂の餘儀なきに至つた背後に、米英の慫慂と支持のあつたことはいふまでもないが、米英蘭が一體となつてこの交渉を決裂せしめた直接的動機として、これよりさき五月七日成立を見た日・佛印經濟協定に對する犬養毅的な報復意識が動いてゐたことは否定し得ないであらう。蘭印政府が九ヶ月間に亘る會商の末、遂に我が國の最少限度の要求をも斥けたのは、對日一戦をも敢て辭せざる決意の象徴と見るべきであつた。爾後蘭印の對日決戦態勢が急速に展開されたこと、いふまでもない。

【蔣政權】 泰・佛印國境紛争調停が成立して、日泰親善關係が一步前進されるや、蔣介石は英蔣軍事協定を締結して、二月下旬二萬の正規軍をビルマに進駐せしめると共に、商震、吳鐵城らの軍政要人を派して、重慶、ビルマ、印度、マライの軍事的提携強化に努力した。ビルマ・ルートを通ずる米英の援蔣が、これを契機として一段と強化されたこと勿論であるし、懸案の緬支國境問題も急速に解決し、米英の資本的技術的援助による滇緬自動車道路の補強、滇緬鐵道敷設計畫も着々と進められ、雲南戰線は西南太平洋對日包圍陣の一環としての性格を明確にした。

【濠洲】 濠洲の對日攻勢は、A B C D各國ほど露骨ではなかつたが、反樞軸陣營中の一環としての性格は夙に明確にされてゐた。ファデン濠代理首相は二月十二日閣議後、國民に對して

『濠洲が平和維持を希望してゐるに拘らず、暗雲は今や太平洋上に低く垂れこめ、戦争の危機は濠洲にまで擴大せんとしてゐる』

と太平洋の危機を警告し、ついで十九日には

『戦争がわれ／＼の戸口にまで迫つたときには、われ／＼としては戦ふ以外に道はない。

濠洲は最悪の事態に對しても準備を完了してをり、かつ英國は結局勝利を獲得することを確信してゐる』

と再度對戦決意を誇示し、二月下旬より濠洲汽船の日本寄港を中止し、三月中旬には、米國艦隊七隻が、親善の目的をもつて濠洲、ニュージーランドを訪問して示威を行つた。

皇軍南部佛印進駐

A B C D對日包圍陣の積極的攻勢が、盲目的な熾烈さをもつて進められつゝあつたとき、六月二十二日、突如として獨ソ戦の展開となつた。この獨ソ開戦によつて、かねてソ聯を對獨戦に引ずり込まんとしてゐた米英の久しき願望が達成された結果、反樞軸陣營の立場が甚だしく有利となつたことに力を得て、太平洋における米英蘭の對日攻勢も一段と積極化した。しかしてその攻勢目標が南部佛印に指向されたことは、南部佛印の地政治學的地位から見て當然である。あたかも佛領シリヤにおいて活潑なる行動を起し、英軍の支援の下にシリヤを占領したド・ゴール派は、佛印においても活潑なる地下運動を起し、特に西貢に根強き經濟的地盤を有する佛印のド・ゴール派は、ひそかに英米と提携策應し、ドクレー總督の政令に抗して、南部佛印に隠然たる反日勢力を築き、機を見て英米勢力を南部佛印に誘導せんと

するかの如き陰謀を逼しうするに至つた。

常に大東亞共榮圈の平和と安定を念願する我が國は、この猶豫すべからざる事態を看過することは絶対に出来なかつた。直ちにヴィシー政府に對して、佛印共同防衛案を提起し、七月廿一日ヴィシーにおいて、ダルラン副總統と加藤外松大使との間に「日・佛印共同防衛協定」を締結し、更に同月廿五日、ハノイにおいて、澄田少將とドクー總督との間に細目協定を行ひ、七月廿六日これを中外に發表した。かくて、七月末より八月初にかけて飯田中將の指揮する佛印派遣軍の精銳は、サイゴン、ブロンベンなどの要地に、新見中將の率ゐる〇〇艦隊の艦艦は、〇〇〇〇、サイゴン軍港などの海軍基地に堂々進駐して、米英及び佛印ド・ゴール派の陰謀を未然に封殺する適切なる舉に出でた。わが外務當局は該協定成立の理由として

『佛印を繞る内外の情勢は、最近歐洲並びに東亞における事態の變化により甚大なる影響をうけ、このまゝ推移せば、佛印の安定さへも脅かされんとする兆候漸く濃化し來つた。もしかゝる情勢が發展して、印度支那が混亂に陥るが如きことあらんか、フランスはもと

(276)

より、帝國にとりても自衛上看過し得ざるところであつて、日佛兩國は佛印の地位に關し、最も緊密かつ共通なる利害關係に立つことを痛感するにいたつたのである』
と、説明してゐるのは、當時の南部佛印に對する米英の微妙なる政治攻勢を別扶したもので、パリのマタン紙も

『現在佛印に蔽ひ被つてゐる脅威は、二ヶ月前シリヤに蔽ひかぶさつてゐた脅威と同じものである。然し今回の脅威はひとりフランスのみでなく、日本にも向けられてゐる。印度支那に足場を獲得せんとする英國の企圖は、日佛兩國の反撃を買ふであらう』
と明確にこの間の真相を報じてをり、ヌーヴォー・タン紙も

『日佛兩國は佛印を共同で防衛することに決した點が重大である。佛印におけるフランスの防衛力は、單獨では如何なる英國の攻撃にも耐へることが出來ず、従つてこの點でフランス政府が日本と共同動作を採るに決したことは、歓迎すべきである』

と述べ、「日佛印共同防衛協定」が兩國共同の利益のためになされた實情を率直に説明した。ハノイのヴォロロンテ・アンドシノアーズ紙も同様、この協定成立は東亞の現状より見て最も

(277)

好ましき措置であると強調した。しかるに米英は、またしてもこの協定が、自らの對日包圍攻勢的挑發によつてなされた當然の防衛措置であることを故意に無視し、佛印防衛と東亞安定以外に何ら他意なき皇軍南部佛印進駐を目して、いよ／＼日本軍の南進攻勢が實踐過程に突入したものと獨斷し、最も痛烈なる方法をもつてこれに報復した。即ち對日經濟斷交の宣言これである。

米國は「日佛印共同防衛協定」發表を知るや、直ちに在米日本資金凍結令を發布し、英國もこれに倣つて、日英通商航海條約及び日印、日緬通商關係に關する條約の廢棄を通告し、ニュージールランド、蘭印その他の反樞軸國も一齊にこれに倣つた。これこそ明瞭なる經濟手段による對日宣戰布告でなくて何であらう。米英の對日壓迫の矢はこの時をもつて全く弦を離れたのであつた。米英のその後の對日外交は、すべて開戰への既定のコースを前進した速度の問題にすぎなかつた。かくて遂に來るべきものが十二月八日に來たのである。

支那事變が大東亞戰爭に擴大發展した直接原因を、佛印における一聯の我が國と米英との

確執、特に皇軍の南部佛印進駐に求めるものがあるかも知れないが、それは皮相の觀たるを免れない。大東亞戰爭の戦はれねばならなかつた眞の原因は、もつと遠く且つ深いところに存する。それはむしろ宿命的な不可避性を本質的にもつてゐたといふ方が正しい。佛印における一聯の日本の行動とこれに對する米英の挑戰は、單に開戰の時期を決定したにすぎなかつた。日本軍が南部佛印に進駐しなかつたならば、大東亞戰爭は恐らく起らなかつたであらうなどとは、斷じて考へられないのである。

佛印における日本と米英との確執の經過を、概括的に辿つたこの一文によつても明瞭なる如く、北部佛印進駐、泰・佛印國境紛争調停、ハイフォンにおける援蔣敵産物資の差押へ、日・佛印經濟協定、南部佛印進駐等々は、すべて支那事變を出來るだけ早く終熄せしめ、もつて東亞の安定を確立せんとする我方の平和的意圖に基づくものたることは極めて明瞭で、米英の本意が、我と同じく眞に世界平和を希求するにあつたならば、日本の行動に對して反對すべき理由は少しもなかつたはずであつた。またこの間、日本は些かも米英の利益を侵害した事實はなく、況んや、米英の國家的存立を脅威したことも露ほどもない。それにも拘

はらず、米英は日本を敵となし、日本の行動を侵略なりと誣ひて、至らざるなき壓迫を加へたのは何故であつたか。一言にしていへば、それは自らの世界制覇の野望達成を阻む他國のいかなる行動をも、侵略の名によつて否定せんとした憎むべきアングロサクソンの横暴であつた。しかしてこの横暴こそは、久しきに亘つて日本を含む全アジアを壓迫し、豊饒なるアジアの資源を壟斷し、全アジア十億の民族を愚弄し來つたものであつた。だが、アジアはアジア人のものであり、豊饒なるアジアの資源は目ざめたるアジア人の手に返還さるべきである。

アングロサクソンの飽くなき横暴は、當然反省を求められねばならぬ宿命にあつたのである。日本が佛印において採つた一聯の行動は、アジアの自衛手段であり、東亞の指導勢力日本が、全アジア人の名によつて、當然なすべき主張であつた。従つてこの自衛を阻み、この主張を否認せんとするものに對しては、斷乎として反省を求めねばならない。それが大東亞戦争だつたのである。

（横田高明）

(出版會承認)
r320822號

米英の東亞擾亂



昭和十八年九月五日 印刷
昭和十八年九月十日 發行
昭和十八年十二月十日 再版

（一〇、〇〇〇部）

定價一圓五十錢

編輯兼發行印刷人 相馬基
東京都總町區有樂町一丁目十一番地

印刷所 毎日新聞社
東京都總町區有樂町一丁目十一番地

發行所 毎日新聞社
東京都總町區有樂町一丁目十一番地

大阪市北區堂島上二丁目三十六番地
門司市津屋町一丁目九百二番地

東京都神田區淡路町二丁目九番地

配給元 日本出版配給株式會社

3072

新聞社

¥ 1.50

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Dec. No. 3072

Date: 1 July 1947

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Book, "American-British Interference in East Asia." (BEI EI NO TOA KAKURAN). Published by the Greater East Asia War Investigation Society.

Date: 10 September 1943 Original Copy Language: Japanese

Has it been translated? Yes No
Has it been photostated? Yes No

LOCATION OF ORIGINAL
Document Division

SOURCE OF ORIGINAL
Publishers

PERSONS IMPLICATED
AMAU, Eiji; ARITA, Machiro; ISHIWARA, Keichiro;
GOTO, Fumie; KOMAI, Tekuzo; (As Committee of Society)

CRIMES OR PHASE TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:
Greater East Asia War; Advocating economic domination of Asia.

SUMMARY OF RELEVANT POINTS

Said
This book is a compilation of various articles on the above subject by various individuals justifying and praising Japanese actions. On the character of the Manchurian Incident, KOMAI, Tekuzo. "In order to plan for national prosperity and powerful armies and to rank among the great powers, Japan must first of all obtain markets for her products and supply of important natural resources.

Consequently, both the Sino-Japanese War and the Russo-Japanese War can be considered as gateways for overseas expansion of Japan as a right to national existence. At the same time, the fact that we must plan to unify Japan, Manchukuo, and China can be said to have been a destiny of world history. The committee of military experts of the League of Nations had once concluded that one great continent like the United States would be necessary for one state to be self-sufficient, so it would be natural to say that Japan must enlarge her economic unit as a right to existence." (p 10)

Dec. No. 3072
Page 1

*Barred book
now property of 1*

Dec. No. 3072

Another writer, YOKOTA, Takaaki stated that it was inevitable for Japan to fight against Britain and America. He said, "Some may think that the direct cause of the development of the China Incident into the Greater East Asia War is the antagonism between Japan and Britain and America, particularly the occupation of southern French Indo-China by the Japanese Army. -----It would be more correct to say that it was an inevitable fate. The Japanese action in French-Indo-China and the Anglo-American challenge just merely decided the time of the outbreak of the war. One can never say that if the Japanese Army had not advanced into southern French-Indo-China, the Greater East Asia War would not have broken out." (pp 278-279)

ARITA, Naohiro, in a foreward again states that the society was formed and works toward propagating the "truth" to counter the lies of the enemy, and to show why Japan was justified in starting the war.

Analyst: 1st Lt. Fred Suzukawa

Dec. No. 3072
Page 2